

9月6日（月曜日）

第2日目

平成22年 9 月 6 日（月曜日）

議事日程第 2 号

平成22年 9 月 6 日（月曜日）

開 議 午前10時

第 1 一般質問

質 問

応 答

第 2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 富 樫 安 民 君

(1) 市職員定員適正化計画の策定について

- ① 過去 5 年間（118人）の削減による市民サービスについて
- ② 新規採用枠と再任用について
- ③ 新計画では福祉・医療・防災・教育面への充実を重点に

(2) 中心市街地（大町）活性化関連事業について

- ① 市営住宅（30戸）借り上げが大町活性化の起死回生となるのか
- ② 新町等 3 市営住宅の建てかえ整備事業の展望と市営住宅のあり方について
- ③ 旧正札ビル等空き店舗活用への市民の期待度について

(3) 養豚企業進出等畜産農業施設的环境対策について

- ① 企業誘致による地域周辺住民への不安解消について
- ② 比内地鶏ふん処理場及び市内既存施設の悪臭対策について

(4) 放課後子ども対策事業について

- ① 児童クラブ・子ども教室の開催時間等について改善できないのか
- ② 指導員及び安全管理者数配置基準の見直しと障害児の受け入れ態勢について
- ③ 指導員の労働条件について

2. 笹 島 愛 子 君

(1) 税金の滞納に加算される延滞金に減免基準を設けること

(2) 休日夜間急患センターと図書館には指定管理者制度を導入せず、市直営で運営すること

- (3) 70人を超える待機児童解消にさまざまな手だてを
 - ① 旧桂城幼稚園を修理・改修した場合、どのくらいの入所が可能になるか
 - ② 働くために就職活動をしている保護者も就業とみなして入所条件にするべき
 - ③ 臨時保育士等は正規雇用
- (4) 来年度はぜひ就学援助の認定基準を引き上げた予算に
- (5) 買い物難民をなくすために、行政と住民が知恵を出し合って対策を
- (6) 河川の大木処理等についてどのような対応をし、その結果どんなところが改善されたのか

3. 千葉倉男君

- (1) 大館市の障害福祉について
- (2) 日中一時支援事業とデイサービス事業の強化について
- (3) 精神障害者対策について
- (4) 交通安全施設整備について
 - ・ 市道達子森合線の田尻交差点に信号機の設置を

4. 田中耕太郎君

- (1) 本市の熱中症対策と救急対応について
 - ① 熱中症患者の実態や搬送の実態について、どのような報告を受け、どのような指示をしているのか
 - ② 指令系統を含め救急事案を誤ることはないか
 - ③ 救急車の分署配備後の問題点はなかったのか
 - ④ 学校における熱中症に対しての取り組みをどうとっているのか
 - ⑤ 消防救急対応に関連して、住宅用火災警報器について
- (2) ジェネリック医薬品の使用促進について
 - ① 地元医師会・薬剤師会等との話し合いなど具体的な働きかけがなされたのか
 - ② 急性期医療を担う病院がジェネリック医薬品を使用することに抵抗がないのか

5. 安部貞榮君

- (1) 農産物の加工品開発について
 - ① 市はこれまで山の芋の加工品開発にどのように取り組んできたのか
 - ② 特産の山の芋をまず市民が食べておいしいと思える環境づくりが大事
 - ③ 今後、観光客などに提供する取り組みは考えていないか
 - ④ 大館産の枝豆・米粉・ソバなどの加工品の開発に民間とともに取り組み、農家所得向上を図る考えがないか
- (2) 農業の6次産業化に向けた人材育成について
 - ・ 地域社会雇用創造事業に手を挙げて、農業の6次産業化に向けた人材育成に取り

組む考えはないか

(3) 食育活動の推進について

- ① 平成22年度の具体的実施計画が策定されているのか、その全体の予算額は幾らくらいか
- ② 小・中学校、保育園（所）での地元農産物使用について、平成22年度のこれまでの活動実態はどうなっているのか
- ③ すそ野の広い食育活動に市民とともに取り組むために、（仮称）大館市食育推進条例を制定する考えはないか

(4) 大町周辺のにぎわい創出と市営住宅の改築について

- ① ハチ公小径に開設する物販・飲食ブースの出店者5店舗が市外の業者であることをどのように受けとめているのか
- ② 新町・中町・向町の市営住宅の改築について、P F I方式による改築を調査・検討するとのことだが、入居希望者をどう把握するのか
- ③ 市内の民間の賃貸住宅の入居実態をどう把握しているのか
- ④ 都市計画マスタープランの大館東地域構想の範囲の対象の人たちと話し合いをしていくべき

(5) 国土調査法に基づく地籍調査事業に早期に取り組むべき

- ① 花矢地域で再地籍調査事業を行っているが、いつごろ完了するのか
- ② 花矢地域以外の未実施地域について、早期に着手すべき

6. 佐々木 公 司 君

(1) 記録的猛暑による影響とその対応は

- ① 今夏の総決算は
- ② 熱中症などの救急搬送の当市の実態は
- ③ 農作物への影響は
- ④ アメシロやカメムシの異常発生への対応は
- ⑤ 猛暑に続く豪雪予想は

(2) 高齢者問題と高齢者ケア対応は

- ① 高齢者戸籍問題にどう対応していくのか
- ② 高齢者の生活実態とケアについてどのように取り組むのか

(3) 生活道路の補修計画をどのように進めるのか

- ① 道路網全体の維持補修計画は
- ② 道路補修の判断基準は
- ③ 道路補修台帳はデータベース化しているのか
- ④ 道路パトロールのあり方は

(4) 秋田移住促進について

- ① 市ホームページに移住コーナーの設置と前向きな取り組みを
- ② 「ようこそ秋田移住促進会議」についてどのような認識でどういう取り組みをしようとしているのか

日程第2 議案等の付託

出席議員（27名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畑 淳君
5番	佐藤 一秀君	6番	中村 弘美君
7番	畠 沢 一郎君	8番	伊藤 毅君
9番	藤原 明君	10番	千葉 倉男君
11番	佐藤 久勝君	14番	石田 雅男君
15番	虻川 久崇君	16番	藤原 美佐保君
17番	笹島 愛子君	18番	明石 宏康君
19番	吉原 正君	20番	佐々木 公司君
22番	安部 貞栄君	23番	八木橋 雅孝君
24番	田中 耕太郎君	25番	田畑 稔君
26番	富樫 安民君	27番	相馬 エミ子君
28番	高橋 松治君	29番	奥村 隆俊君
30番	斉藤 則幸君		

欠席議員（1名）

12番 仲沢 誠也君

欠 員（2名）

説明のため出席した者

市	長	小畑 元君
副	長	長 岐 利堅君
副	長	吉田 光明君
総務部	長	花田 鉄男君
総務課	長	阿部 徹君
財政課	長	芳賀 利彦君

市 民 部 長	斎 藤 まき子 君
産 業 部 長	木 村 勝 広 君
建 設 部 長	丸 屋 義 明 君
比 内 総 合 支 所 長	羽 賀 一 雄 君
田 代 総 合 支 所 長	吉 田 充 君
会 計 管 理 者	金 賢 隆 君
病 院 事 業 管 理 者	佐々木 睦 男 君
市立総合病院事務局長	明 石 和 夫 君
消 防 長	石 井 直 文 君
教 育 長	高 橋 善 之 君
教 育 次 長	大 友 隆 彦 君
選挙管理委員会事務局長	戸 田 恒 夫 君
農業委員会事務局長	奈 良 明 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	田 村 喜美雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 部 清 美 君
次 長	豊 田 耕 司 君
係 長	笹 谷 能 正 君
主 査	若 松 健 寿 君
主 査	金 一 智 君
主 任	佐々木 仁 君

午前10時00分 開 議

○議長（石田雅男君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（石田雅男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて1人40分以内と定めます。

質問通告者は6人であります。

質問の順序は、議長において指名いたします。

○議長（石田雅男君） 最初に、富樫安民君の一般質問を許します。

〔26番 富樫安民君 登壇〕（拍手）

○26番（富樫安民君） おはようございます。市民クラブの富樫安民です。トップバッターで少々緊張しておりますが、しばしの間御清聴をお願い申し上げます。昨年の今ごろは衆議院議員選挙も終わり民主党の圧勝で国民は政権交代に沸き立っておりましたが、鳩山総理の小遣いのもらい過ぎと、金権まみれの自己の正当化に疲れた小沢幹事長の辞任で早くも総理が交代。消費税問題再燃で参議院議員選挙で大惨敗してのねじれ国会。そして民主党代表選挙ではトロイカが崩れて真っ向対決の権力争い。軸の定まらない民主党は糸の切れた「たこ」みたいにぐるぐる回って、この国は一体どうなるのだろうか、せめて総理がころころ変わらず地方重視の政治を進めてほしいと願うところでございます。その点、我が大館丸の船長はかじをとって20年、一度だけ船長交代の審判を受け予想以上の波を受けて緊張しましたが、その先は安泰。ただ、乗船客からは「船も船長も金属疲労を起こしていなければ」と心配されておりますが、残された航海の安全を願い、通告に従って順次質問させていただきます。

質問の1点目は、**市職員定員適正化計画の策定について**お伺いいたします。市では合併5年経過後の事務事業の現状分析を踏まえ、市の将来展望を見通して来年度から5年間にわたっての市職員定員適正化計画を策定し12月定例会に提案されるようですが、幾つかの点について要望し策定に生かしてくれればと思うところであります。①**過去5年間（118人）の削減による市民サービスについて**お尋ねいたします。市では合併時、病院・消防等を除いた804人の職員数を5年間で114人削減する計画を進め、22年5月1日現在、早期退職者もあり目標を4人上回って118人削減となっております。合併による事務事業のスリム化や電算化の導入、電子決裁などで削減のリスクをカバーしているようですが、国・県からの権限移譲や市民からの複雑多岐にわたる行政需要の中で、結局職員の業務量もふえているのではないのでしょうか。しかし、

職員も労働過重を認識しつつも財政健全化の中で住民サービスは切れないので、定数増や待遇改善も要求できないままで、住民からは「地方経済が低退し、民間は厳しくリストラや低賃金であえいでいるときに公務員は安定し老後も安心」との声や、いつとまるとも知れない右肩下りの人事院のマイナス勧告にため息し、公務員バッシングの中でじっとこらえているのが現状ではないでしょうか。また、118人削減の内訳は比内総合支所が61人から16人、田代総合支所が54人から18人と課・係の統廃合によって大幅にスリム化しましたが、その分、市民部が31人増となっています。しかしながら、旧町の住民からは「合併してから今まで何でも相談でき、お世話してくれた顔なじみの職員も少なくなって、役場がだんだん遠くなって寂しい」との声が聞かれます。また、旧町の職員からも「町内会や各団体から細かい相談や要望があったものだが、今どうしているのか」等々の心配の声もあります。定員削減の最大の根拠は、激化する財政健全化の圧力による財政難への対処だと思います。私は地方財政の危機は、国の三位一体改革、いわゆる地方分権改革によって補助金や地方交付税が減らされ、かつバブル経済崩壊後の不況による地方税の大幅減収等であって、市長の行政手腕とか合併しないとか地方公務員の数が多いとかが要因ではないとの認識に立っているところでございます。そこで、市長は率直に言って5年間118人削減で政策や市民サービスへの影響などについてどのような見解をお持ちか伺います。

②新規採用枠と再任用についてお尋ねいたします。さきの5年間の削減計画には新規採用枠への抑制もありましたが、新市職員定員適正化計画では新規採用枠を盛り込み公務員を志望する若者に夢を持たせ、ふるさと大館で働いてほしいと願うものでございます。一般事務職員では20年4月に2人採用後、このたび3年ぶりの来年4月採用に上級が110人、初級が29人応募。前回より初級が19人下回ったものの狭き門への挑戦となりますが、地元雇用確保のためにも毎年採用枠の確保を望むところです。また、このたびの新計画では退職者の再任用制度についても一定の方針が示されそうです。地方公務員法の改正により当市でも20年3月に条例を制定し4月から施行となっていますが、具体的に適用の開始時期は決まっておりません。現在、退職者にはその知識と経験を必要として臨時職員の身分待遇で市の施設等に31人。待遇はまちまちですが、ほかの団体に7人再雇用されているとのことです。再任用制度はフルタイム採用、定員の枠内となりますので、新規採用枠との関連が懸念されます。118人削減のプロセス、市民サービスへの現状、年齢構成とのバランス、また、年金受給資格無給期間の救済などを十分に精査・検証し適用開始に当たっては市民の理解も十分得られるよう慎重に対処してほしいのですが、新規採用枠とあわせて市長の見解をお伺いいたします。

③新計画では福祉・医療・防災・教育面への充実を重点に進めてほしいと思います。さきの削減の中でも保育所は25人、福祉課5人、長寿支援課4人の増員となり、保健センターはほぼ現状維持で、財政面での厳しさが重くのしかかる一方で少子高齢化・過疎化など住民ニーズの多様化で住民サービスは質・量ともにふえています。高齢者や障害者などの福祉、子供向けサ

ービス、働くお母さんたちへの支援など社会的弱者と言われる方々へのさまざまなサービス部門の定員確保については十分な配慮を要望するところであります。また、教育面では社会教育施設である博物館・図書館・公民館等は社会教育法の一部改正時、平成20年5月23日の国会での衆議院文部科学委員会で「社会教育施設における人材確保及びそのあり方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」と附帯決議されております。いわゆる安易に委託や民間導入は避けるべきだとの指導であります。昨年度までの新第3次行財政改革大綱の中にもあった地区公民館・分館の再編や公共施設の民間委託などが見送られております。市長も常任委員会の総括質疑の中で、地区公民館・出張所は地区住民のコミュニティー形成の最大の場の提供であり、行政からは切り離せないとの考えでした。以上、新市職員定員適正化計画策定について3点にわたって質問いたしました。最重点課題も含めて基本的な考え方についてお答えをお願いします。

次に質問の2点目は、**中心市街地（大町）活性化関連事業について**お伺いいたします。①**市営住宅（30戸）借り上げが大町活性化の起死回生となるのか**お尋ねいたします。7月1日に仙台国税局が発表した東北52カ所の2010年分の路線価、いわゆる主要道路に面した1平方メートル当たりの土地評価額は、大館税務署管内での最高路線価所在地は3年連続お隣のJR花輪駅前で、東北全体での順位も1つ上げ37位であります。県内8税務署管内中、最高路線価地の変更はありますが、所在地外は大館税務署管内だけあります。当市の場合も中心市街地の商業施設や集客施設の閉店・撤退による空洞化が進み、郊外の幹線道路沿い、いわゆるロードサイド店として大型商業施設が相次いで開店し、人の流れが郊外に動く集客施設を持ってしても鹿角市花輪より評価額が低いのであります。今まで当市の中心市街地として君臨してきた大町が鹿角市にトップをとられて3年目です。市では大町市営住宅建てかえ・まちなか居住を推進し大町活性化のねらいを定め、国の優良建築物等整備事業として民間企業が設計、建設、管理、運営を一体的に行うPFI方式を採用し、借り上げ方式によって1億1,700万円ほどが削減になるとの見通しで、大館都市開発株式会社がこの8月7日から着工しました。来春には大町に6階建てのビルが完成。2階から6階までは全室オール電化の1LDK10戸、2LDK15戸、3LDK5戸の計30戸を市が借り上げることになります。私どもも活性化へのインパクトに疑念を持ちながらも賛成しているので経緯は今さら問いません。しかしながら、市民と市議会との意見交換会では「この市営住宅の借り上げや旧正札竹村の跡地再開発利用に、厳しい財政難の折、多額な公共投資の展望が見えない」「シャッター通りに新築の市営住宅だけで本当に大町はまたにぎわいを取り戻せるのだろうか」と素直な問いがありました。そこで単純な質問ですが、市が1戸当たり8万4,000円の家賃で借り受け、入居者負担平均6万1,000円、市が不足分の2万3,000円を負担してくれるこの住宅に入居できる世帯構成や収入等の基準はどうなのでしょう。例えば、人口増に向けた当市出身の若者世帯のUターン者に住宅を提供するなど地域経済活性化に結びつけるためなのか、市民への公平性からも不可解なので、どのような入

居基準となるのかお伺いいたします。次に、この住宅によるにぎわいの創出、周辺商業施設への購買消費力、経済的波及効果をどのように想定されているのかも伺いいたします。また、30世帯の町内組織にもなるので、昨年3月の住生活基本計画にあるコミュニティーの創出を満たすための将来的なコミュニティー組織としてどのような活力を期待しているのかも伺いいたします。

②新町等3市営住宅の建てかえ整備事業の展望と市営住宅のあり方についてお尋ねいたします。市では築後50年以上経過し老朽化している新町・中町・向町市営住宅の建てかえ事業を、今年度当初に国の補助事業でのPFI事業導入の可能性を探るため、調査委託費375万円を措置し、この8月に業務委託期間を12月下旬までと定めスタートしました。導入が可能となれば来年度から実施方針などを策定し、3年計画の建てかえ期間を経て総事業費約15億円、27年度からの入居開始の計画であります。市長は「基本的には建てかえ。高齢者や低所得者でも入居ができる旧来の公営住宅としたい」としていますが、一方では中心市街地のにぎわい回復を図るとともに緊急性や住民の要望を考慮し、障害者に配慮したバリアフリーの導入、単身者住宅としての整備などの構想もあり、その方針に問題はないのですが、そこでお伺いしますが、建てかえとなれば場所はやはりそのままの現有地でなければならないのか。また、3住宅80戸分を一カ所にまとめることは不可能なのか。柳町公園をコミュニティー広場として活用し大町の新たな建造物としてデザイン化されたまちなか居住地として魅力ある市営住宅としてできないのか、今後のあり方も含めて展望をお伺いいたします。

③旧正札ビル等空き店舗活用への市民の期待度についてお伺いいたします。市では昨年度、平成18年施行の改正中心市街地活性化法に基づき、国の事業採択を受けて中心市街地活性化の取り組みに対する診断・助言事業でまちづくりの専門家の助言・指導、市民との意見交換会、ワークショップなどを開催し、今後の中心市街地活性化に向けた方向性を探ったわけです。その中で、ワーキングチームからは旧正札竹村街区へは公益施設の導入としたファミリーサポートセンター、保育スペースとなる集いの広場、視聴覚ライブラリー、図書館やカルチャー介護予防教室、高齢者サロン、市民相談コーナー、市役所分室案が出されました。現在、県北部男女共同参画センター等公益性のある機関が入居し、このたび県の出先として生活センター・創業支援室の入居も決定していますが、期待される活性化にはほど遠いのではないのでしょうか。一方で、大町に何としてでもにぎわいを取り戻したいと大町商店街振興組合ではハチ公小径を整備し、物販・飲食ブース5店舗の出店が報じられ、にぎわいの拠点として人通りが増すのではと大きな期待を持って一生懸命に取り組んでおられます。また、大館ににぎわいをと、ゼロダテ大館展2010に汗する若者たちの生き生きとした姿にも感動しているところでございます。また、市の庁内組織「旧正札竹村利活用専門会議」の公募には18名36件が寄せられ、視聴覚スペース7件、ボランティアサークル活動の場5件、イベント・多目的ホール5件やサークル活動の拠点化があったと報じられています。さきのワークショップの提言と類似した利

活用内容であり、このままでは旧正札ビルとして動より静のカルチャーセンター的な要素を含んだ利用にならざるを得ないのではないのでしょうか。もう今さら申し上げても靴の下から足をかくようなことですが、かつて大館食品の片岡社長さんがよく「卸売市場もあるのですから、旧正札を核にした大町通りに小売市場をつくれませんか」と何度も言われていたことが思い出されます。そのことは隣の鹿角市では、まちづくり会社花の輪が旧かねだいショッピングセンターを活用し、はなわの市場をこの8月10日にオープンさせ、農産物直売所を中心とした14店が入居しにぎわっていると報じられております。また、約400年の朝市の歴史がある花輪市場も総額7,600万円での整備事業もスタートしており、勢いを感じております。かつてにぎわいを見せた旧正札竹村デパートの跡地利用での復活には、きりたんぼ鍋コーナー、曲げわっぱ展示即売所、観光プラザ、産直センター、朝市等をミックスした産業会館的な「丸ごと大館ハチ公会館」を夢見ているところであります。市長は旧正札竹村跡地の利活用を含めた大町再生に向け市民が本当にどのような期待を寄せておられるのか、その見解をお伺いいたします。

質問の3点目は、**養豚企業進出等畜産農業施設の環境対策について**お伺いいたします。①**企業誘致による地域周辺住民への不安解消について**お尋ねいたします。市は田代地域に誘致を進めていた養豚企業が早口字菅谷地内での操業を正式に決定したとの行政報告がありました。原原種豚を保存・育成し種豚の元となる豚で肉豚から数えて3代さかのぼるという、素人には何とも難解な豚を年間7,000頭出荷。総事業費5億9,000万円の投資、雇用は操業時5人、将来的には9人を見込み、会社も伊藤忠商事グループ企業の伊藤忠飼料株式会社の子会社、畜産大手のシムコで、全国でも優秀な種豚を生産されているとのこととであります。地域経済が低迷し産業育成に手をこまねいている現状からして大いに期待しているところであります。行政報告の中で、9月中に地権者、地元町内会等の関係者と説明会を開催し理解と協力を求める予定になっています。ここで誘致企業と市担当者に申し上げたいことは、既に住民側から市議会議員との意見交換会や市民と語る会でふん尿の排せつ物の処理や臭気対策、特に浄化放流される早口川下流では水質の安全確保等環境保全への要望が強く出されています。これまでも他地区に進出している畜産関連農場側や行政は周辺住民へは環境汚染防止対策を説明していますが、難解な専門用語や数値の羅列で必ずしも理解を得られないまま協力し悪臭などに悩まされている現状にあります。このたびの誘致に当たっては不安解消のため地域周辺住民はもちろん市民にもわかるような環境対策を講じられるよう、市長の所見をお伺いいたします。

②**比内地鶏鶏ふん処理場及び市内既存施設の悪臭対策について**お尋ねいたします。比内地鶏はさきの偽装事件や不況等により飼育羽数が大幅に減少してはおりますが、全国的にもそのネームバリューの高さと品質・味ともにトップクラスは不動なもので、生産者はさらにブランド向上のため生産体制の強化に懸命であります。しかし、生産者にとって最大の障害は鶏ふん排せつ物の処理であります。そのため、JAあきた北や市が中核となって比内地鶏鶏糞処理施設建設協議会を設置、旧比内町時代からの難題であった建設場所や処理設備について地元住民に

23年度着工に向け県への補助申請タイムリミットの10月に間に合うよう懸命な協議を続けているとかがっております。建設候補地に難儀している最大要因は鶏ふん搬入車や処理施設からの悪臭であると思います。このたびの計画では、処理施設は86立方メートル規模の発酵槽で縦型密閉方式、1日当たりの搬入量は10立方メートルで7日間で処理を完了し、においては万全のことです。建設予定地は比内町西館地区の国道285号沿いの周辺と思われますが、真中・二井田地区周辺は市のコンポストセンター、養鶏場及び数10万羽の鶏ふん処理施設や牛舎等の畜産施設が散在し、真中地区の一部、二井田地区全域、西館地区の一部が悪臭に悩まされ、天候や風向きによっては想像を絶するにおいて、地元からは再三、市や業者等に臭気対策を訴えています、何とも解消策がないようでございます。幸いなことに、市ではコンポストセンターの大規模悪臭対策として約1億円を投入し、処理工程に高温で発酵を進める機械を新たに導入する予算を提案しており、本格的に取り組まれまことに結構なことであります。そこで市長にお伺いしたいのは、このたびの比内地鶏ふん処理施設の悪臭対策にもコンポストセンター導入機種を採用するなどの対策を講じるのか。また、既存施設の中でも平成20年度制定の設置促進条例適用や導入資金への利子補給企業などにもこのたびのような強力な脱臭装置機械導入への財政支援なども含めた悪臭対策を要望するとともに、一連の対策について伺います。市長、臭いものにはふたをしない決意で答弁をお願いいたします。

質問の4点目は、**放課後子ども対策事業**についてお尋ねいたします。文部科学省と厚生労働省がそれぞれ所管していた放課後子ども対策事業が、平成18年度に少子化対策特命大臣との3大臣の合意によって放課後子どもプランが一体的な連携によって実施されることになり、当市は平成19年度より教育委員会が所管して運営されております。かつての厚労省所管の児童クラブは11校876人が登録。文科省所管であった子ども教室には8校423人が登録し、授業終了後に児童館や学校の空き教室を利用し、指導員の適切なお世話のもとでさまざまな体験・交流を重ね、少子化により同一町内で遊べる子供もいなくなり、放課後の過ごし方を知らない児童や保護者が仕事で家庭にいない児童には上級生・下級生が一緒になっての放課後子どもプラン事業は、子供の安全・安心な居場所として保護者からは大変喜ばれております。さらに、この7月から旧市内4校と釈迦内小の児童クラブでは開催時間を午後7時まで1時間延長を試行しており、余裕を持って迎えに行けると、これもまた父兄から大変好評を得ているところでございます。そこで伺いますが、平日・土曜日・長期休業日によって**児童クラブ・子ども教室**の開催時間に多少の違いがあるので、保護者からはパート等の勤務時間等から土曜日・長期休業日の開始時間をもっと早くとか、終わりの時間延長等の要望が寄せられております。学校の管理や利用料等の課題もあるようですが、保護者等へのアンケートなどを実施し**開催時間等について改善できないのか**教育長の所見をお伺いいたします。

次に、放課後子どもプランの**指導員及び安全管理者数**は11クラブに35人、8子ども教室に19人が配置されていますが、登録者数から見て配置にバランスを欠いているのではと思われます

ので、配置基準の見直しと障害児の受け入れ態勢について伺いいたします。

次に、指導員の労働条件について伺います。運営形態は生涯学習課の公立公営が7クラブ、社会福祉事業団で運営されている公立民営の4クラブ、子ども教室はすべて大館市子ども教室実行委員会に民間委託されています。私は時々子ども教室の実態に触れる機会があります。かつての複式学級のように、指導員は3年生の子に1年生の子の折り紙を手伝わせたり、一方では外へ出ようとする子供を追いかけたり、あちこちと動き回っての悪戦苦闘。時には担任の先生、時にはお母さんになって一生懸命でした。さらに、月に一度は子供たちに興味を持たせるためのカリキュラム作成に向けた情報交換を重ねるなど、積極的に取り組まれているとのこと。しかし、待遇は1時間当たりの賃金が児童クラブ790円、子ども教室は720円とうかがっています。ちなみに保母さん方のパート賃金は830円です。しかも長期休業・土曜日以外の平日は午後1時から2時からの短時間勤務です。児童や保護者から信頼され、子供の安全管理に励んでいる指導員の待遇について、せめて同一労働・同一賃金に改善されるよう、教育長の見解について伺います。

終わりに、通告にはありませんが、市立病院の経営改革・改善の取り組みについて触れ、結びとさせていただきます。このたび、がん診療連携拠点病院となったことに伴い、この10月からはセカンドオピニオン外来の開設や来年1月には院内保育所の開設、そして何よりもささやかではありますが広報誌おおだて病院だよりを創刊され、医師の顔写真つきの紹介など、市民とのきずなが深まるのではと大好評です。しかも、激務の中で医師が編集の先頭に立っていることに情報提供の次号も楽しみであります。今後も管理者を先頭に一丸となって、市民に信頼され質の高い医療機関の充実に向けて取り組まれますよう心からお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの富樫議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市職員新定員適正化計画の策定について。①過去5年間(118人)の削減による市民サービスについてであります。市では合併後の新第3次行財政改革大綱に基づき、平成22年度までの5年を期間とする定員適正化計画を定めております。この計画に基づき、市民サービスの低下を招くことのないよう組織機構改革の実施、指定管理者制度の導入、事務事業の効率化を図るなどしながら職員削減に取り組んできたところであり、さらに、いつくショッピングセンターへの市民サービスセンターの設置や福祉関連部署への増員を行うなど、市民サービスの向上にも努めてきたところであります。また、職員の時間外勤務時間につきましては、平成21年度は延べ25万5,000時間で前年度対比で2,000時間の減となっており、本年6月にはこれまでの職員削減と組織機構改革等への取り組みにより、各職場や市民サービスにどのような効果と影響を及ぼしたのかについて検証するため、さまざまな形で市民の皆様から御意見を伺うとともに、所属長を対象としたヒアリングを実施しております。今後は、国や県からの権限委

議や複雑多様化する行政需要への対応から業務量が増大する部署も想定されることから、議会を初め市民の皆様の御意見を反映させるとともにヒアリングの結果を踏まえ、職員の適正配置による市民サービスの向上と職員の残業時間の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

②新規採用枠と再任用について。今後は市としても地元雇用拡大に貢献すべきであり、そのためには新規採用枠に影響を及ぼす再任用について慎重に取り組むべきであるとの御質問であります。御案内のように、フルタイム勤務の再任用職員は職員数にカウントされることから、新規採用枠に影響を及ぼすこととなります。また、職員の新規採用は地元雇用の拡大につながるほか、職員年齢構成の是正や将来の市政を担う人材確保という観点からも大変重要であります。このため、再任用につきましては業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、専門性の高い業務等に多様な任用形態で配置することを基本に、先進自治体の事例等を参考としながら慎重に検討し、新定員適正化計画において配置部署や人数についてお示ししてまいりたいと考えております。

③新計画は福祉・医療・防災・教育面への充実を重点についてであります。新定員適正化計画は行財政改革大綱及び中期財政計画との整合性を図りつつ一体的に取り組むことが求められることから、本市の将来人口や財政規模、主要事業の進捗状況も考慮した上で、御指摘の行政分野も含め必要部署には増員を図るなど、職員の適正配置に配慮し策定してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、中心市街地（大町）活性化関連事業について。①市営住宅（30戸）借り上げが大町活性化の起死回生となるのかについてであります。来々4月の供用開始を目指しております大町住宅につきましては、入居要件には所得制限などを設けず市民誰もが入居できるようにしたいと考えております。また、近年の住宅ニーズにこたえる形でオール電化とし3種類の間取りタイプから家族構成に合うものを選んでいただけるようにしております。これによる経済波及効果につきましては、大町住宅の入居者はもとより旧正札竹村新館棟に移転した秋田県北部男女共同参画センターや（仮称）県北生活相談センター・（仮称）起業支援室の利用者などが周辺で買い物や食事をするにより相乗的な効果が期待されるものであります。次に、入居者による自治会等につきましては他の市営住宅と同様、入居者で組織していただく予定としており、この地域に30世帯がふえることで周辺のにぎわいが創出され、各町内会活動もより活発になるものと期待しております。

②新町等3市営住宅の建てかえ整備事業の展望と市営住宅のあり方についてであります。昨年3月に策定した大館市住生活基本計画における市営住宅整備方針では、地域特性やニーズを踏まえた市営住宅の再構築を目標としております。特に中心市街地にある新町・中町・向町の3住宅は築後50年以上が経過しており老朽化が著しいことから、緊急性、現実性、住民の要望等を勘案して短期計画に建てかえと位置づけております。また、この3団地は利便性の高い中心市街地にあり、にぎわいを回復させるため現地建てかえとし、住宅に困窮する低所得者で特

に高齢者及び単身者入居に配慮した住宅も計画し、多くの市民が暮らせるまちなか居住を促進したいと考えております。このようなことから、本年度はPFI可能性調査を実施しており、従来の建てかえ方式とPFIによる建てかえ方式の比較により市の財政的な負担の軽減を確認した上で事業実施方針の決定及び公表、事業実施業者の選定、工事着手の手順で進める予定としております。また、事業実施については市の財政事情を勘案しながら国に対して補助要望を行い、早期事業化を目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

③旧正札ビル等空き店舗活用への市民の期待度についてであります。旧正札竹村の利活用方法につきましては庁内に専門会議を設置しながら、また、市内外の多数の方々から意見をいただき検討しているところであります。このたびの県関係施設の入居につきましては、公共・公益的な施設の設置を検討していた中での県からの打診であったこと、また、県北で最も人口の多い本市に設置することが利便性の面ですぐれているとの考えから受け入れについて検討し、本市への設置が決定されたものであります。このように市民生活に必要な公共施設が旧正札竹村ビルに設置されることで市民の利便性の向上や周辺のにぎわい創出にもつながると考えており、残りのスペースの利活用方法についても引き続き検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、養豚企業進出等による畜産農業施設的环境対策についてであります。①企業誘致による地域住民への不安解消についてであります。養豚企業の誘致につきましては平成21年11月に企業から進出の申し出があった後、地域住民・土地改良区・漁業協働組合等に対して進出企業や申し出の内容などについて市の担当者が説明してまいりました。養豚企業ということでおいや排水など環境面で不安を抱く方もいらっしゃいましたが、最新の浄化設備等により対策が可能であることなどについて視察等を行いながら理解を求めてきたところであります。このたび、正式に進出を決定したとの連絡があったことから、今後は株式会社シムコが地域住民や関係団体等に対して説明会を開催していくこととなりますが、市としても操業までスムーズに進むよう地域住民と企業の橋渡しをしてまいりたいと思っております。また、操業後につきましては周辺環境を監視するため、市と企業・地域住民・水利権関係団体等で組織する協議会を立ち上げ、地域住民等の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

②比内地鶏鶏ふん処理場及び既存施設の悪臭対策についてであります。まず、比内地鶏鶏ふん処理施設についてであります。現在、候補地を絞り込んだ上で近隣住民の承諾を得るための協議を進めているところであります。大きな問題となります臭気対策につきましては、さまざまな処理方法を検討した中から急速高温で短期間に処理し、密閉式により万全の対策をとることができる縦型密閉式発酵処理装置が最も効果的であると判断し、この装置の導入による対策を説明しながら理解を求めているところであります。次に、既存施設の悪臭対策についてであります。市内の畜産施設の周辺からは悪臭に関する苦情が寄せられており、市としても対応に苦慮しているところであります。議員御指摘の二井田地区においては地元と協定を結び、

臭気モニターをお願いするなどしながら施設への立ち入り調査等を実施してにおい対策の指導を行っているところであります。しかしながら、真中地区を含めた周辺地区には市のコンポストセンターや多くの畜産施設があり臭気発生場所の特定が難しいことから、まずは設備の更新時期を迎えたコンポストセンターの大規模改修に合わせて比内地鶏鶏ふん処理施設に設置を計画している縦型密閉式発酵処理装置の導入を予定しており、本定例会に関係予算案を提出しておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。今後は改修後のコンポストセンターでの効果を検証した上で市内の畜産施設関係者にこの処理装置を紹介するなど、におい対策の指導を徹底し、地域住民の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

4点目の放課後子ども対策事業については、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（高橋善之君） 富樫議員の4点目の御質問、**放課後子ども対策事業**についてお答えいたします。①**児童クラブ・子ども教室の運営（開催時間等）**についてであります。現在、本市では放課後子ども対策事業として厚生労働省所管の放課後児童クラブを11小学校区で、文部科学省所管の放課後子ども教室を8小学校区で実施しております。放課後児童クラブの開始時間と終了時間につきましては各地域の実情を勘案し、合併以前と同じ時間設定にしている関係で各施設によって違いがございます。また、先ほど議員からお話がありましたように、旧大館市の5つの児童センター・児童会館につきましては保護者からの要望を受けて7月から午後7時まで終了時間延長を試行しており、好評を得ているところであります。合併から5年が経過し各地域の状況も大分変わってきておりますので、各施設における保護者の要望をうかがった上で開設時間等をいま一度検討してまいりたいと存じます。一方、子ども教室につきましては学校の教室を活用しておりますので、施設管理上の問題から学校職員の勤務時間を終了時間とせざるを得ない状況であります。終了時間を延長するとすればさまざまな課題が想定されることから、学校関係者と多方面にわたり検討してまいりたいと存じます。

次に、②**指導員の配置基準及び労働条件の改善**についてであります。児童クラブ・子ども教室ともに児童福祉法を参考にしながら35人に1人をめどに配置しております。議員御指摘の指導員1人当たりの児童数に格差が生じていることにつきましては、障害を持った子供が入所した施設にはその人数・状況に対応できるよう指導員を増置している事情もあることを御理解いただければと思います。いずれにいたしましても、どの施設でも代替職員を配置するなどして職員に無理な労働を強いることがないよう努めております。さらに、労働条件につきましては市が直営している児童クラブについては市の臨時職員等の勤務条件に関する規則等に基づいており、職種によって賃金も定められております。子ども教室の賃金は市が委託した組織において平成19年度に定められた国の基準に基づいて運用されているという事情もございますが、市としても内容について精査しながら指導してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜

りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（石田雅男君） 次に、笹島愛子君の一般質問を許します。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。私は日本の四季の中で夏が一番好きです。しかし、さすがに連日の猛暑に体力が消耗してきたようです。それにしましても、熱中症で亡くなられた方が全国的にたくさんおられて本当に驚くとともに、亡くなられた皆さんには心からお悔やみ申し上げたいと思います。この異常気象がそろそろ終わってくれることを願いながら、通告に従って質問いたします。

最初に、税金の滞納に加算されます延滞金に減免基準を設けることについてお伺いいたします。市長は行政報告の中で平成21年度の収納状況と未収債権対策について述べ、収納率は県内13市中、一般市税・国保税とも3番目に高い率となっていると述べたとき、私には声のトーンがひととき高く聞こえたような気がしました。確かに、収納率が向上し市にきちんとお金が入ってくることに對して、誰も異議を唱える人はいないと思います。その収納率の高さは、市の収納課を中心に滞納改善に向け、職員も努力された結果であるとは思いますが、滞納者が滞納するにはそれなりの理由があることは確かです。中には払えない状況等が特に見当たらないような人が未納になっている場合もあるかもしれません。しかしながら、一定の収入があったにもかかわらず払えない人にはそれなりの悪条件が重なったという場合もあり、私もそのような相談を受けています。それでも一括払いは困難なため分納している状況ですが、未納分にさらに新年度分の税が重なり、そしてそこにさらに延滞金に加算され、払っても払っても減らないという状況になっています。悪条件が連鎖した方の例を簡単に紹介したいと思います。その方は普通にこの地域の平均的な給与を得ていました。その方には障害を持った子供が生まれ、8カ月後には亡くなりました。その後、勤務していた会社が倒産し失業に。そして子供ができて再就職。しかし、まもなく東京にいた妹さんががんにかかり、東京に行ったり来たりしながら医療費を支払い、そしてこちらへ連れてきたものの間もなく死亡。さらに、その後の会社も倒産し失業。そうこうしているうちに父親が死亡したものです。この方は特別といえば特別かもしれません。それらの理由等から、滞納がふえている現状を打開するにはやはり延滞金の減免規程を設けるべきだと思うものです。地方税法には、納期限後に納付し、または納入する市町村民税や固定資産税の延滞金について、やむを得ない理由があると認める場合においては減免することができるとあります。ある市では延滞金の減免取扱規程をつくっています。減免することができる理由が多岐にわたっていますが、そのうちの一つに、納税者等またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したため納税することが困難であったと認められる場合とあり、減免することができる金額は納税が困難であったと認められる期間に對する延滞金額となっています。また、留意事項として、延滞金の減免基準に該当しない場

合においても、真にやむを得ない事由があると認める場合には、減免して差し支えないものであることとなっております。本市でも、どのような減免規程にすれば多くの人たちを救済できるのか検討し、ぜひ規程を設けるべきです。市長の見解を求めるものです。

次に、**休日夜間急患センターと図書館には指定管理者制度を導入せず、市直営で運営すること**を求めたいと思います。市長の見解を聞きたいと思います。第4次大館市行財政改革大綱では、新第3次行財政改革大綱の成果及びさらなる行財政改革の必要性を述べています。平成17年の市町村合併に伴って策定した新第3次行財政改革大綱では、職員定数や経常経費の削減、公の施設の指定管理者制度への移行などが主な内容であり、進捗状況などをそれぞれ記載しています。中でも「公の施設の民間委託の推進」では、この間39施設に指定管理者制度を導入したことや、人事改革では職員を114人削減し、100%の進捗率であることなどを述べながら第4次行財政改革大綱にもさらに盛られております。「雇用拡大に向けた、アウトソーシングの積極的推進」では、公の施設への指定管理者制度導入をさらに推進するとし、合計で60施設にすることが述べられています。これらの方針は改革大綱の目的でもある、市民福祉の向上を図るため、質の高い市民サービスの提供を目指すこととは相入れないものであると思います。中でも、人の命にかかわる重要な部署である休日夜間急患センターは指定管理の計画から外すよう求めます。また、図書館におきましても市の教育施設として、また、市民の文化教養の拠点と位置づけて市直営で運営するよう強く求めておきます。市長の賢明なる判断をお聞かせください。

次に、**70人を超える待機児童解消にさまざまな手だてをとる**よう具体的にお聞きします。市長は大館市政へのマニフェストで4つの重点施策に、少子化対策、若者が働き子供をはぐくめるようにと盛り込んでいます。また、市長は事あるごとに「子育て応援」という言葉を発しています。しかし、残念ながら若者が働ける条件の一つ、保育所の充実に結びつかず、待機児童も昨年を上回る状況になっています。70人という数字は、働かなければ生活に支障を来すという家庭がふえていることのあらわれではないでしょうか。この保育所の整備・充実等につきましてはこの間何度か取り上げてまいりましたし、改善できた面もあります。現在建設中であります有浦保育園は、来年度から30人増の定員130人での保育が見込まれておりますが、それでもなお待機児童解消にはならないわけです。そこで市長にお伺いしますが、現在、有浦保育園分園として使用している旧桂城幼稚園園舎を修理・改修し、待機児童解消に活用したらどうでしょうか。もし財政的に云々と言われるのであれば、今ある施設の活用でこそ対応できると思うものです。もし**旧桂城幼稚園を修理・改修した場合、どのくらいの入所が可能になるでしょうか**。私はほぼ待機児童は解消できるものと思いますが、いかがでしょうか。特に、町部の保育所への要望が集中している状況を見ても、まさに好適地だと思います。また、先ほど来述べておりますように、働かなければならない人で、**働くために就職活動をしている保護者も就業とみなして入所条件にするべき**です。さらに、現在の臨時保育士等は正規雇用にするよう改

めて求めたいと思います。同じ保育士として同じ責任ある仕事をしているにもかかわらず、雇用形態に差がついているのはお互い納得がいかないと思います。特に本市の場合、正職員と臨時職員等の数が逆転しています。計画的に正職員に切りかえるよう心底求めます。市長、いかがでしょうか。

次に、**来年度はぜひ就学援助の認定基準を引き上げた予算にするよう求めたい**と思います。就学援助の認定の状況は小学校・中学校ともこの5年間毎年ふえています。認定の基準は上げていないのに、認定者・認定率とも伸びているのは言うまでもなく、保護者・家族の所得が減っているからです。この就学援助制度は、国が義務教育費の無償化を実施しない限り、各自治体において実施し充実させなければならない制度であります。「子供たちが教育を受ける権利に差をつけてはいけない」「親の所得によって子供たちの教育に差をつけてはいけない」と保護者等の運動が実って、全国各地でこの制度ができたものであります。そこで、本市における認定基準を現在の生活保護基準の1.05倍から引き上げて、ぎりぎりで生活している人たちを救うためにも認定率を引き上げるべきと考えるものです。来年度に向けて、市長、ぜひ決断してください。この認定基準の引き上げにつきましては本当に何度も求めてまいりました。市長の決断を再度お聞かせいただきたいと思います。

次に、いわゆる**買い物難民をなくすために、行政と住民が知恵を出し合って対策を考え**ましよう。と提案したいと思います。新聞の見出しに、「命脅かされる「買い物難民」移動販売車が頼り。炎天下78歳、1キロメートル歩いて」とありました。たまたま私の周囲でも何らかの方法を考えなければならないのではないかと話をした、数日後の新聞報道でした。その後、吉田副市長とも懇談させていただき、田代地域の状況等もお聞きしたところです。この問題はきょう、あすにも何とかしなければというような状況ではないかもしれませんが、しかし、急いで対策をしなければならない時期に来ていることは確かです。その報道は静岡市清水区三保地域のことでしたけれども約300ヘクタールには、3年前にスーパーが閉店してからコンビニ以外に食材を売る店がなく、移動販売だけが頼りというものです。その移動販売をしている方は、月曜日から土曜日まで魚屋さんがあった空き家の軒下を借りて、近所の人たちに食料を小売しているとのことです。休日の翌日には100人近い人たちが買いに来るそうです。ところが、この方が仕入れをしているスーパーの近くに大型ショッピングモールが建設されているため、来年には私たちもどうなるものかわからないと悩んでいるとのことです。この移動販売ができなくなれば、この地域の方々は新たな方法を考え出さなければならなくなります。このような買い物難民とまでは断定しないまでも、食料品の買い物に不便を感じている人たちが全国では600万人とも800万人とも言われているそうです。買い物難民の多くは、大型店の撤退や商店街の衰退のあおりを受けた、交通手段を持たない高齢者です。このような状況は本市においても同じです。現に、私の住んでいる白沢町内は国道7号が走り、JRの駅もあり、保育園・小学校・中学校・郵便局・スーパー等があり、まず便利な生活環境でありました。ところが昨年そ

のスーパーが廃業し、現在はお酒の販売を含めた雑貨屋さん1軒になってしまいました。それこそ交通手段を持たないひとり暮らし・高齢者は不便を感じています。これは私の町内だけでなく市内各地の状況です。各地域の実情に合った対応を、今こそ行政と地域住民が知恵を出し合って対策を講じなければならない時期に来ています。いろいろな方法を考えなければなりませんが、例えば、買い物のための交通手段をどうするのか、料金・運行経路・時間帯など、バス会社との交渉も必要になってくるでしょう。移動販売も必要かもしれません。カタログ販売や定期宅配等々、情報の交換も必要になるでしょう。これは一朝一夕にはいかない問題であることは重々承知しております。しかし、「この先どうなるのか。ここでは車に乗れなくなったからミイラになるしかない」など、ぎょっとするような会話にならないよう、みんなで工夫しなければならぬと思うものです。市長、いかがでしょうか。

最後に、さきの6月定例会でも取り上げました、**河川の大木処理等についてどのような対応をし、その結果どんなところが改善されたのか**をお聞かせください。ここ数年の異常気象によりゲリラ豪雨なるものが日本全土に多発し大きな被害を及ぼしています。特に山肌が崩れて民家などが押しつぶされたニュースは後を絶ちません。また、河川のはんらんにより堤防や橋の決壊なども起きています。そこで、私は平成19年9月の水害を教訓に、河川内の大木等の処理をする必要があるのではないかと求めました。それに対して市長は「県の方に了解をとって確認すれば、草刈りだけではなくて木の伐採もできるということを知っている。さまざまな制度を柔軟に利用しながら、しかも雇用に結びつくようにということも当然考えていきたい」と答弁されましたけれども、それがどのように改善になったのでしょうか。また、「県は長木川・下内川・引欠川・岩瀬川・大森川の5河川について雑木の伐採を実施する予定である」とも答弁されておりますが、そのうちの下内川についてはどの地域を行ったのでしょうか。この下内川は国道7号と並行して流れる部分が200メートルぐらいあります。それが白沢一橋桁町内間です。そこには河川側に歩道があるため、中学生・高校生、地域の方々が自転車等でその歩道を利用していますが、河川内に生えた木が枝を広げ、歩道に覆いかぶさっているのです。歩行者等の安全面からも一日も早い対応をしていただきたいと思います。なお、河川の大木とあわせて、歩道にはフェンスを越えるほどの草が生えています。県と国交省に交渉して、雑木と雑草の処理を早急にやっていただくよう求めたいと思います。くどいようですけれども、雑木処理は県だから、国道の草刈りは国交省だからなどと仕分けすることのないよう、同時進行してくださいようお願いをしまして、私の一般質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、税金の滞納に加算される延滞金に減免基準を設けて収納率向上をということですが、市では納期限までに税金を納付できなかった方につきましては、税負担の公平、納税秩序の維持の方針に基づき延滞金を徴収しております。しかしながら、税金の滞納はさまざま

まな原因により発生しており、病気や災害、事業の廃止などの理由により納付が困難と認められる場合には、納税を猶予するなどの徴収緩和制度を活用しているところであり、このような場合には、税法の規定に基づき延滞金を減免する取り扱いとしております。今後は、議員御提案の市独自の減免基準につきましても他市の状況を調査しながら検討してまいります。まずは法の規定に基づいた減免制度を公平に運用し、収納率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、**休日夜間急患センターや図書館は指定管理者制度を導入せず直営で運営すること**とありますが、休日夜間急患センターと図書館につきましては、第4次行財政改革大綱においてその期間内に指定管理者制度の導入を検討し、方向性を見出すこととしております。このうち休日夜間急患センターについては現在、医師の派遣は医師会に、医療事務は民間業者にそれぞれ委託し、看護師の配置と施設の管理は市が行っておりますが、効率的な運営を目指し、指定管理の方法を検討することとしております。また、図書館については、他県の例ではありますが、民間の人材ネットワークを活用したビジネス支援講座の開催や、外国人スタッフの雇用による国際交流事業の展開などにより利用者の増加につながっているケースや、NPO団体の提案により開館時間の延長や開館日の増加が図られたケースがあります。こうした事例も参考として新たな図書館利用者の確保などを目指し、指定管理の方向性を検討することとしたところであります。いずれにいたしましても、指定管理者制度は新たな人材の活用や住民サービスの維持・向上につなげることが目的であり、導入に当たりましては議会に御相談申し上げながら進めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

3点目、**70人を超える待機児童解消にさまざまな手だてを緊急にとること。**①**旧桂城幼稚園園舎の改修でどのくらいの入所が可能か**ということですが、市では待機児童の解消に向け、これまで入所定員を上回る園児の受け入れに加え、分園の開設や認定保育施設制度の創設などさまざまな対策をとってまいりましたが、現在までのところ解消には至っておりません。そこで、平成23年度から新たな3つの対策により待機児童の解消に向けた取り組みをさらに強化したいと考えております。1つ目といたしましては、現在改築中の有浦保育園の定員を今より30人ふやすこととし、また、旧桂城幼稚園園舎については、城南保育園の分園として今後利用する予定としております。2つ目は、現在運営されている民間の認可保育園2園について、平成23年度からそれぞれ10人の定員増が決定しております。3つ目は、市内で幼稚園運営を行っている民間の2つの事業所がそれぞれ認可保育園の設置に向けて準備をしており、市としても平成23年度開設に向けてできる限り協力していくこととしております。この2園の開設により60人程度の定員が確保されることになります。これら3つの対策により、平成23年度からは現在より100人以上の定員増が見込まれますことから、待機児童が解消されるものと考えております。

②**親の就職活動も就業とみなし、入所条件にすること**ですが、認可保育園への入園者

の判定をする際には、県の指導をもとに市で定めた基準に基づいて決定しております。議員御指摘の求職活動につきましてもこの基準項目に含まれており、入園者の判定を行う際には十分考慮してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

③**保育士の雇用は正規雇用とし、現在の臨時職員は正規にするよう計画を急いで**ということですが、議員御指摘のとおり、現在、市立保育園では正規職員数は非常勤等職員数を下回っていることに加え、ほぼ同様の業務を行っているにもかかわらず、待遇面での格差が生じており、保育業務を直接担う職員に関するこうした問題の解決は、子育て支援の充実、保育の質の向上を目指している本市にとって急務であるとの認識のもと、これまでその対策を検討してきたところであります。その一つとして指定管理者制度の導入があります。制度を導入することにより民間の機動力や柔軟性を活用し、質の高い保育サービスの提供を目指すとともに、非常勤等職員については、保育の継承、待遇改善、雇用確保のため、正規職員として雇用していただけるよう指定管理先に働きかけることとしております。制度の導入に当たっては、適正な人員配置に向けて、今後の就学前児童数の推移や退職予定正規職員数、職員の年齢バランス等をもとに導入計画を作成中であり、責任ある保育体制の確立に向け、新規職員の採用も視野に入れながら人員配置を計画していくことにしておりますので、御理解をお願い申し上げます。

4点目、**来年度から小・中学校の就学援助の基準を引き上げ、受給の拡大を**というお尋ねであります。就学援助の認定基準につきましては、合併協議の中で旧大館市の認定基準に統一することとし、対象世帯への援助を実施してまいりました。本制度の内容や申請手続についてはすべての保護者に対し各学校を通じて文書で周知しており、保護者からの申請に基づき認定事務を行っているところであります。平成22年度の認定状況は、全児童生徒数5,937人のうち11.2%、666人が認定となっております。これを前年度と比較した場合、本市の児童生徒数が130人減少している中で、全児童生徒数に占める認定者数の割合は1.3ポイント、人数で66人増加しております。認定に当たりましては、年度途中にあっても失業により収入が減少した場合などは随時申請を受け付けており、児童生徒の世帯状況に応じて柔軟に対応しているところであります。就学援助制度の認定基準引き上げについての御質問であります。本市では毎年度、国が定める援助費の基準額の上限を補助しており、制度の目的に沿ったものと思っておりますので、来年度についても現行どおりの認定基準で対応してまいりたいと考えております。

5点目、**「食べ物を買えない！」買い物難民をなくすため、行政と住民が知恵を出し合い対策を**ということですが、本年6月に田代地区行政協力員協議会が地域住民を対象に実施した「限界集落に関するアンケート調査結果」では、地域の方々が「困っていること」としまして115世帯、9.8%が「買い物」と回答しており、そのうちの76世帯が60歳以上の世帯でありました。また、市が比内・田代地域で実施している訪問調査におきましても、多くの高齢者の方々から「日常の買い物に困っている」との声が直接寄せられております。この要因として、地域において食料や日用雑貨品を扱う商店が近年なくなっていることや、高齢化や核

家族化が進行し、自動車などの移動手段を持たない高齢者世帯が急速にふえてきたことが挙げられ、買い物難民の問題は国全体で深刻な社会問題となっております。この問題は中心市街地においても同様であり、日常の不便を可能な限り解消する方法としましては、1. 宅配サービスの利用、2. 移動販売車の利用、3. 移動手段の提供、4. 地域住民がみずから商店を運営する方法などが考えられます。1つ目の「宅配サービス」は現在市内で2業者が実施し、2つ目の「移動販売車」については26業者が営業しており、どちらも地域の移動手段を持たない高齢の方々にとり、欠くことのできないものとなっております。3つ目の「移動手段の提供」については、買い物のほか通院のためにも必要であり、現在の路線バスを維持しながら負担にならない定額料金を設定することが可能かどうか、検討しているところであります。4つ目の「地域住民がみずから商店を運営する方法」については、住民の方々が今年度から開始しました地域づくり協働推進支援事業を活用していく方法も考えられます。いずれにいたしましても、「買い物難民」の問題の解決に当たりましては、民間の宅配サービス業者や移動販売業者の方々とともに情報を共有した上で、中心市街地活性化や限界集落対策とあわせて取り組んでいく必要があるものと考えており、これまで以上に各地域に出向き、さまざまな機会において住民の方々から御意見をいただきながら、この問題の解決、ひいては地域の活性化に資する方策を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、河川の問題箇所についてどのような対応をし、どんなところを改善できたのか。国道7号と並行している下内川の大木が歩道に覆いかぶさり、歩行者等が不便になっているということでありますが、国では、米代川の川口地区で4万3,000平方メートルの雑木伐採を実施中であり、今後は根下戸地区でも実施する予定としております。秋田県管理の河川につきましては、長木川と大森川の雑木伐採及び州ざらいを実施しており、また、下内川の釈迦内長面地区と松木地区、犀川の二井田地区では、雑木伐採と州ざらいを計画中であります。白沢一橋桁間で調査を行いましたところ、議員御指摘のとおり、歩行者の通行の支障となっている下内川の樹木や、並行している国道7号の歩道に生えている草木が確認されましたので、早速、国・県に要望し、県の方からは河川の樹木について近日中に対処するとの回答を得ております。災害の未然防止に向けた河川環境整備については、今後も問題箇所があれば国・県へ要望してまいりたいと考えております。また、市の管理河川につきましても、国・県と同様に対応することとしており、このほか、日常の巡回や豪雨時のパトロール等を強化し、災害の未然防止に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（石田雅男君） 17番。

○17番（笹島愛子君） 再質問したいと思います。まず1点目ですけれども、就学援助の認定基準を来年度も引き上げないというふうな答弁を聞かせていただきました。本当に残念ですけ

れども、これにつきましてはまだ検討していただきたいと思います。皆さんも市長も新聞でござらんになったと思いますけれども、ある次世代育成研究所が首都圏の保護者に実施した調査が載っています。これは義務教育についてではありません。幼児についての報道ではありますがけれども、前回の調査よりも教育費にかけの分が減ったと、これは不況で保護者が支出に慎重になったと見てみると、こういうふうにあります。このように、幼児教育についてもこういった状況でありますので、ぜひ義務教育の小学校・中学校の部分について、再度検討していただきますように求めておきたいと思います。

それから、保育所の問題ですけれども、②の親の就職活動も就業とみなし、入所条件にすることとありました。今、市長が答弁されたとおり、就職活動も入所の条件にしているというふうに担当の方からも聞きましたけれども、「残念ながら就職活動では受け入れられないと言われた」というふうなことも私のところに届いています。ですから、こういったこともきちんと今後対応していただきたいと思っています。

それから、税金の延滞金のことでありますけれども、これについては先ほども質問の中で申し上げましたけれども、延滞金の減免基準に該当しない場合においても、真にやむを得ない事由があると認める場合には減免して差し支えないものであると、ある市の規程を見ましたけれども、この「減免して差し支えないものである」と、もし市で規定した場合、職員の裁量でこれをできるものでしょうか。この辺をひとつお聞かせいただきたいと思います。

あともう一つですけれども、休日夜間急患センター・図書館について、23年度、24年度に検討して25年度に結果を出すとは私は認識しておりますけれども、改めましてこの休日夜間急患センター・図書館は市直営でやること、これをお願いしておきたいと思います。市長の答弁を改めてお聞かせください。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（石田雅男君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしますけれども、繰り返しになるかもしれませんが御理解いただきたいと思います。まず、就学援助についてでありますけれども、現在も例えば子育てのさまざまな議論が国レベルでもされておりますし、制度も大分変わってまいるわけがあります。その意味でも、私どももまた検討はしないということではありませんので、十分にその辺の情勢を見ながら判断していきたいと思います。

それから3点目②の親の就職活動も就業とみなして、入所条件にすることということでありましてけれども、これは担当職員からそうでないと言われたという話でありますけれども、私はそういうことで、きちんとこの基準項目に含まれておって、入園者の判定を行う際には十分考慮してまいりますと議会で答弁しているわけありますので、どうか御理解いただきたいと思います。

それから、延滞金についてでありますけれども、一職員の裁量でできるのかどうかというこ

とになりますと、そう簡単にはいかないと思います。実は、徴収緩和制度というのにはいろいろありまして、納税の猶予もあれば、換価、要するに物と売り払いをしたりしてやっていく場合、それから3つ目に、滞納処分の停止とあるわけでありまして。いずれも現在の国税通則上は、これらの徴収緩和の要件に該当する場合には、延滞金の全部または半分を減免することができるという規定しているわけですから、私どもも現在の制度の中でできるだけ泳げる分についてはこうやってきちんと解釈しながら泳いでいきたいと思っているわけでありまして。そういう趣旨で答弁させていただいたことを御理解いただきたいと思います。

なお、最後の御質問であります、休日夜間急間センターと図書館について、指定管理者制度を導入せずに市直営でということでもありますけれども、まだ結論が出たわけではないわけであって、私どもが一番望んでいること、公の施設の設置目的を効果的に達成するためには何が一番いいのかということを常に市民の皆さんに提案していくのが私どもの仕事でありますので、御理解賜ればありがたいと思います。以上です。

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（石田雅男君） 17番。

○17番（笹島愛子君） これは答弁は要りませんけれども、延滞金の減免基準を設けるか、設けなくてもできるということであれば、私が質問の中で述べました特別な人の理由、例えば300数10万円の滞納額に対して、その半分近くが延滞金になっています。ですから、今までは税に関する減免の規程をきちんと設けて、それを活用するようにということを質問した経緯はありますけれども、今回は延滞金に限り減免の規程を設けてほしいということでもありますので、ぜひ担当の方とも相談して救済できるような方法をとっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（石田雅男君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時33分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（石田雅男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

千葉倉男君の一般質問を許します。

〔10番 千葉倉男君 登壇〕（拍手）

○10番（千葉倉男君） 平成会の千葉倉男でございます。通告に基づき、順次、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。小畑市長におかれましては、我が大館市のトップセールスマンとして東奔西走されておられ、大変な評価を得られておりますことに敬意を申し上げます。来年の任期終了まであと半年余りありますが、所信表明されましたマニフェストの進捗状況はいかがでしょうか。医療・福祉の充実、財政健全化など市民の期待が

大きいので、リーダーシップを発揮されて、住んでよかったと思われる大館市の構築を目指して大きく前進されますよう期待いたしております。それでは順次一般質問いたしてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初に、**大館市の障害福祉について**でございますが、今、国では政権交代後、首相を本部長に、障がい者制度改革推進本部が設置され、今年4月27日に障害者支援法にかわる（仮称）障害者総合福祉法を検討する総合部会の初会合が開かれました。当初の自立支援法、身体・精神・知的の3障害を一体として見ていこうとの理念はわかります。しかし、利用者の一部負担などは憲法に違反しているとの理由から、各地で支援法の違憲訴訟が起きました。こうした中、障害者団体の全国大会の中で長妻厚生労働大臣は「障害者の命の尊厳を傷つけた。自立支援法は廃止する。新しい法律をつくる」と明言し、自立支援法の違憲訴訟はすべて和解が成立し、新たに当事者や障害者団体などの関係者による、障がい者制度改革推進会議が設置され、改革に向けた新たな取り組みが今盛んに行われております。この新たな法律の流れとしては、国連の障害者権利条約に合った制度に直すことを目指しており、障害のある人が障害のない人と同等の立場で生きることができる社会、障害があっても負担や孤立感を感じることはない社会、そんな社会モデルの視点からの大改革に向けて動いております。市長、私は常にこう思っております。多少身体が不自由であっても生きる権利は当然あります。こうした人たちが安心して暮らせる政治の実現こそが福祉社会の基本であると思うが、市長の福祉に対する基本的な考え方をお聞かせください。次に、市では、健やかで生きがいのある生涯を支える総合福祉都市を目指した第2期大館市障害福祉計画が平成21年4月に作成されております。これを見て少々びっくりしております。余りにもやっている事業が多く、また、現況や状況の計画だけであり、果たしてこの計画で本当の福祉社会が築けるかどうか心配であります。それはそれとしても、この計画の見直しが近い将来必要と私は思うがどうか。

次に、**日中一時支援事業とデイサービス事業の強化について**であります。在宅障害児の日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、19年度によりやく大館市障害者自立支援協議会が発足し、日中一時支援のサービスが始まりました。市の委託を受け事業を展開している、とっと工房のこれまでの経過を見ますと、利用者は年々増加しており、今年度は実績で利用契約者数は34名、希望者が8名となっております。ところが問題が発生しました。それは立ち上げ1年後、とっと工房のプレハブ施設だけでは手狭となり、建築法上の問題もあり、現在は比内養護学校の一部を借り上げ、事業を行っております。幸いなことに、環境も含め、職員の一生懸命な頑張りで、子供たちや親御さんたちの評判も大変によく、事業としては十分にその責任を果たしていると私は確信しております。そして、これからの傾向として、来年も利用者の参加増が見込まれております。そこで、日中一時支援の充実・強化、これは土地の確保やそのための施設の充実など、十分な配慮・手当てが必要と思うがどうか。次に、児童デイサービス事業についてですが、この事業もやってほしいとの要望

が多く、市の障害者自立支援協議会の障害児療育部会でも設置を求め、さまざまな議論がされておるようであります。具体的には、児童デイサービスは事業所申請をして認可されればこの事業所でもできますが、ひまわり園が就学児のデイサービスをやるのは難しいと言っているようですが、未就学児を対象とすれば国・県から入ってくる単価は高く、この場合定員10人程度でやるのがベストであり、できれば日中一時支援と並行して行うなど、さまざまな議論がされております。これに対し、市の見解としては利用者の要請に追いつけない状況であり、重度障害者のサービスはすべて進んでいないと認めております。親の会や関係者からはぜひ実施してほしい旨の要望もありますので、この要望にこたえるべきと思いますがどうか、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

精神障害者対策についてですが、過日の地元紙に、市は障害を持つ子供について支援や相談の履歴を記録するサポートシートの作成に着手、障害児の支援、相談情報を共有したい旨の記事がありました。このサポートシートは、障害があったり発達が気になりな子供について関係機関が情報を共有し、特に課題となっている就学時や中学進学時などの移行期にスムーズに引き継ぎし、切れ間なく有効な支援を実現するのが目的であります。これが先に述べた障害児療育部会の議論の中身であり、大いに結構なことでもあります。ただ、同じ協議会の精神障害者地域移行部会が年数回の話し合いで、果たして現状認識も含めどれほどの議論ができるのか、私は少々疑問に感じるものであります。御承知のように、これまでの日本の精神障害者対策は発症すると病院へ、そして何年も入院という隔離政策でありました。しかし、平成16年9月の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」で入院医療から地域生活中心と変わり、今は精神障害者地域移行支援特別対策事業で行われております。こうした中、自立支援法の身体・精神・知的の3障害を一体的にとらえようということで当市においても、工房JOYさあくる、ひばり共同作業所、共生センターとつと工房、手をつなぐ育成会、精神障害家族会、身体障害者協会などが福祉連絡協議会を設置して活動を行っております。今、福祉で一番おこなっているのが精神障害者対策であります。その施設の中には事業の継続が難しくなっているところもあるようですので、今後のあり方についても検討を加えるべきと思いますがどうでしょうか。もちろん、相談支援事業、各グループホーム、ケアホーム、生活介護等々、たくさんの課題があり、解決に向けた市長の前向きな答弁を求めるものであります。

最後に、**交通安全施設整備について**。市道達子森合線の田尻交差点に信号機の設置をですが、大葛―鹿角間の開通に伴い、東北自動車道八幡平インターへ約40分、大館能代空港と十和田八幡平国立公園、森吉県立自然公園が至近距離となりました。また、鹿角―秋田間が国道285号、五城目経由で約2時間30分と従来路線より約1時間も短縮し、地域経済が飛躍的に増進されました。また、週休2日制の導入や、レジャーの多様化による道路交通の質的变化、経済活動の活発化等により交通量が増加し、当市でも達子森合線の田尻交差点では重大な事故が多く発生しております。以前までは、森合方面から国道285号に向かう道路に一時停止標識

がありましたが、ここ最近では、五日市方面から向田方面に向かう道路について一時停止となり、これまでとは逆となりました。今までの習慣で一時停止しないで進行していく車両がまだ多く見受けられ、今後ますます事故が予想されます。先月8月11日正午ごろ、栃木県からふるさとに帰省中で墓参りの帰り、家族6人が乗った普通乗用車と出勤途中の乗用車が衝突し、1人が死亡し6人が負傷する悲惨な事故が発生しております。田尻交差点への信号機の設置については、私は旧比内町時代、平成13年6月議会においても一般質問で取り上げさせていただいておりますが、平成17年2月10日には三岳まちづくり協議会・三岳小学校PTAから比内町・比内町議会・比内町教育長あてに請願が出ており、また、合併後の平成17年10月20日にも市立三岳小学校とPTA会長、市立東館小学校とPTA会長からも、統合条件の整備の一つとして信号機設置の要望書が提出されております。交通安全の行政を推進するとしたならば、これらについて広報活動などの啓発・普及を推進することは当然必要なことではありますが、今後さらに交通量の増加を考慮した場合、信号機の設置が急務となり、その必要性和今後の見通しについて、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上を持ちまして、一般質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの千葉議員の御質問にお答えいたします。

1点目、大館市の障害福祉計画についてであります。国の障害者施策につきましては、昭和57年に障害者対策に関する長期計画が策定され、平成7年には、平成14年度を終期とする障害者施策の初めての数値目標を盛り込んだ「障害者プラン ノーマライゼーション7か年戦略」が策定されております。その後、平成15年にはこの障害者プランの見直しが行われ、障害者基本計画が閣議決定されております。この計画を受け、障害者施設への入所などが措置制度から自己決定・自己選択できる支援費制度に転換され、平成17年に障害者自立支援法が制定され現在に至っております。さらに、議員の御質問にもありましたように、今また新たな制度改革がなされようとしているところであります。国のこのような変遷の中で、本市では平成19年3月に障害者のための施策に関する基本的な計画である大館市障害者計画を見直しております。また、この計画に沿いながら障害福祉サービス等の数値目標を掲げた第1期大館市障害福祉計画を策定し、その後、平成21年4月に第2期障害者福祉計画を策定し現在に至っております。本市の平成22年3月末現在の障害者数であります。身体障害者は4,568人、知的障害者は671人、精神障害者保健福祉手帳所持者は297人、精神障害者で通院公費受給者は862人となっており、高齢化等に伴い年々増加する傾向にあります。障害のある方がその内容や程度にかかわらず心豊かに安心して暮らすことができる社会や、障害者の能力を最大限に発揮できる社会、さらには、障害の有無にかかわらず市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会の実現が障害者福祉に関する基本的な考え方であり、そのような地域の形成を目指して政策を実施してきたところであります。障害者の方が自己選択し、自分の意思で支援制度を活用していくと

いうことは、知的障害者や精神障害者の方にとっては非常に困難を伴う場合もあり、そのような方に対しましては、御家族と相談しながら行政による支援が必要であると考えております。大館市障害者計画及び大館市障害福祉計画は障害者自立支援法と密接に結びついた計画でありますことから、現計画の期間にかかわらず今後新たな制度改革がなされた場合には見直しを行い、さらなる充実を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、**日中一時支援事業とデイサービス事業の強化について**であります。介護している御家族の一時的な休息を目的に実施している日中一時支援事業、及び障害児が施設に通い日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが受けられる児童デイサービス事業につきましては、障害児の御家族の御要望にこたえるため、大館市障害者自立支援協議会において実施方法などについて慎重に協議を重ね、平成20年度から事業を実施してきたところであります。これまで両事業を進めてきた中で、日中一時支援事業につきましては、市が事業所に委託する形で実施してきたところ年々利用者が増加してきており、その重要性については十分に認識しているところであります。そのため、この事業につきましては、受託する事業所の強化と利用者へのサービスの向上が必要であると考え、事業開始から間もない平成20年10月に身体障害者手帳1級及び2級、もしくは療育手帳Aを所持している重度の障害を持つお子さんの利用に対しましては、委託料への加算範囲を拡大し、それまでより高額の委託料を支払うようにしております。さらに、この事業を実施している共生センターとっと工房に建築物の法律上の問題等がありましたことから、平成21年7月からは市が比内養護学校から空きスペースを借り受け、校内で事業が行われるような措置を講じております。この事業を利用されているほとんどのお子さんは比内養護学校に在学しているということで行きなれた場所であり、設備等が整った環境の中で事業が展開されているものと考えているところであります。今後もこの事業を実施していただける法人等に対しましては、実施の際の事務手続を含め可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。一方、児童デイサービス事業につきましても、療育の必要性が認められる児童にとっては大変重要な事業であると認識しております。現在、大館市内では未就学児を対象とした児童デイサービスはひまわり園で、また、就学児を対象としては高齢者のデイサービスセンターを活用する形で、デイサービスセンター「かみやま」「大館南」「たしろ」の3カ所で行われています。この事業につきましては、事業所がふえることにより障害児にとってサービス内容や施設の設置場所などの選択の幅が広がりますことから、事業を実施していただける事業所がふえることを期待しているところであります。児童デイサービス事業を行うに当たりましては県への指定申請が必要となります。そのために必要な事務手続等につきましては、いつでも対応できる態勢を整えておりますので、希望されます事業所等がございましたら御相談いただきたいと思います。その際には、内容を検討・協議し、事務手続のアドバイスのほか、事業開始の上で必要な経費の助成等についても御相談に応じてまいりた

いと考えております。特に、とっと工房については日中一時支援事業の利用者が多く、その多くの御家族は児童デイサービス事業への移行を希望されておりますので、指定事業所の条件整備を含め御相談に応じてまいりたいと考えております。今後も障害児の家族支援や自立促進のための事業を継続してまいりたいと考えており、現在、大館市障害者自立支援協議会の障害児の療育を検討する部会の中で、皆様から寄せられますさまざまな御意見を参考にしながら、障害を持つお子さんの支援に関する協議を重ねているところであります。これらの御意見をもとに、本市の実情にあった支援体制について引き続き検討してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、**精神障害者対策等について**。市では障害児施策として、支援が必要とされる児童を就学前から学校を卒業するまで切れ目なく支援していく必要があるとの考えから、平成20年度から地域の関係機関とともに市の実情に合う支援の方法について検討を重ねてまいりました。その結果、今年度からサポートシートの作成による支援をしていくこととなったものであります。これは今年度から先進事例を参考に本市独自に始めた事業であります。皆様の期待にこたえられますよう、プライバシーの保護等に十分配慮の上、有効に活用していきたいと考えております。御質問の精神障害者施策につきましては、昭和25年に精神衛生法が制定され、幾たびかの変遷を経て、平成7年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が制定されました。これにより精神障害者保健福祉手帳制度が創設されたほか、生活訓練施設等の法的な位置づけや社会参加が目的に明示化されたところです。さらに、平成17年には障害者自立支援法が成立したことにより、障害の種別にかかわらず身近な市町村で一元的にサービスの提供を受けることができることとなりました。このように一定の改善は図られてきてはおりますが、精神障害者対策に関しましては、社会復帰施設や福祉サービスの不足に加え、病気に対する理解不足から来る問題などがあり、身体・知的及び精神の3障害の中で最も対策が進展していない現状にあります。北鹿地区を例にとってみますと、精神科に関する医療機関数は大館市が4施設で、そのうち入院可能な施設が3施設、医師数は10人であります。鹿角市にも3施設ありますが、入院可能な施設はなく、また、いずれの施設も週または月に数回の診療であり、医師も3人すべてが他の施設との兼務となっております。北秋田市にも3施設ありますが、入院可能な施設は1カ所で、常時開設は2施設、医師数は各施設1人ずつの3人ですが、1施設は鹿角市と同様に常時開設しておらず、他の施設との兼務となっております。また、精神障害者のデイケア施設につきましては、大館市と北秋田市にそれぞれ1カ所、精神障害者の生活訓練施設や福祉ホームにつきましては、大館市2カ所、北秋田市1カ所となっておりますが、北秋田市の施設は今年度限りで廃止が予定されています。このように全体的に不足であり、大館市にいかにか精神障害者にかかわる施設や人材が集中しているか、おわかりいただけたと思います。このことは、この地区、さらには県北地区の精神障害者の施策を本市が中心となって担っているということであり、今後においてもさらに充実していかなければならないものと考えていると

ころであります。そのため、本市が中心となって関係団体と連携しながら、精神障害者の社会復帰を促すための日中活動の場や気軽に集える場、居住の場、就労の場等の整備とあわせ、作業所のあり方についても現在十分に協議しながら検討を重ねているところであります。なお、議員の御質問にあります精神障害者の作業所につきましては、本市でもその存続について危惧しているところであります。今後のあり方について、既存施設の存続のほか、新たな施設や事業所の開設などを含め関係団体等と協議を重ねてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4 点目、交通安全施設整備について。市道達子森合線の田尻交差点に信号機の設置をということですが、まずは、8 月11日の交通事故でお亡くなりになった方に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷されました方々に対しましても、お見舞いを申し上げます。このたびの事故が発生した田尻交差点は、東北自動車道鹿角八幡平インターチェンジと国道285号を結ぶ市道達子森合線と、独鈷・中野を結ぶ市道独鈷中野線との交差点であり、以前から交通量が多く現在も年々増加している箇所であります。この交差点につきましては、合併以前から重大事故の発生が危惧されていた場所であり、旧比内町議会を初め、地元関係団体からも信号機の設置要望がなされてきましたが、設置の実現には至っておりませんでした。信号機の設置が実現しないうちに、先月の死亡事故が発生してしまったことはまことに残念であり、市ではこの事態を重く受けとめ、大館警察署や関係団体等と協議し、注意を喚起する立て看板を設置するとともに、一時停止の道路標識のみならず、道路標示等の対策も講じたところであります。信号機の設置につきましては本年度も大館警察署から県公安委員会へ要望が出されており、市といたしましても、交通安全を総合的に推進する立場から関係団体と連携し、早急に設置するよう強く要望してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○10番（千葉倉男君） 議長、10番。

○議長（石田雅男君） 10番。

○10番（千葉倉男君） この田尻交差点につきましては、県議会の教育公安委員会ですか、現地視察に1回来ておるようでございます。そのようなことで今、市長も各関係機関に働きかけるといような言葉でありましたので、ぜひ関係機関に働きかけていただいて、一日も早い信号機の設置を要望して、私の質問を終わります。

○議長（石田雅男君） 次に、田中耕太郎君の一般質問を許します。

〔24番 田中耕太郎君 登壇〕（拍手）

○24番（田中耕太郎君） いぶき21の田中耕太郎です。連日の猛暑の中、朝晩は涼しさも感じられるようになりまして、幾らかしのぎやすい秋の気配が漂ってきましたが、そろそろ猛暑

続きのここの夏の総決算し、台風シーズンの防災対策に備えなければならない時期になりました。この夏は殊のほか暑い日が多く、統計をとるようになってから最も暑い年になるということが決まったという報道がございましたが、地球の温暖化をまさに実感させられる思いでございます。

まず1点目といたしまして、**本市の熱中症対策と救急対応について**、4項目にわたってお伺いいたします。余りに熱い質問をいたしますと私の方も倒れてしまいそうなので、簡明に質問したいと思いますので御了承願います。皆さん御承知のとおり、地球温暖化は年々進行し、最高気温は今後も更新されるだろうと言われており、地球規模で異常気象はいよいよ深刻な状況が到来してきました。私も出張先でここの猛暑を体験し実感いたしました。熱中症の予防については命を守るということで大変重要であります。総務省の統計によりますと、最終数値ではありませんが、ここの5月末からの2カ月間で2万1,032名の方が熱中症で搬送され、98名の方が搬送直後に亡くなっておられます。NHKのまとめによりますと、梅雨明けから8月末までに475名の方が熱中症で亡くなり、そのうち特に4人に3人が高齢者だということでございます。今後、熱中症の発症は増加傾向にあり、いずれ、これも過去にない数値がはじき出されるものと心配するものでございます。最初に、熱中症の対応はどうであったのかについてお聞きいたします。熱中症で死亡する事件が連日報道されましたが、県内も3年ぶりの猛暑続きで、この北鹿地方も30度を超える真夏日が13日連続しており、これは昨年の3～4倍の多さだという記事もございます。そうした中、県の調べでは県内で5名の方が熱中症と見られる症状でお亡くなりになり、3名が屋内、2名の方が畑などの屋外で悪くなったようでございます。最悪のケースに至らず回復された方のデータはいずれ発表になるものと思いますが、やはり不断の注意喚起が一番大事ではないでしょうか。秋田県のホームページのタイトルには「熱中症に注意しましょう！」という啓発がなされ、しかも関係各部も所属の先々に掲載しておりますが、では大館市はと言いますと、本市のホームページにはその啓発が全くないのが残念でなりません。ちなみに横手市などは「熱中症にご注意ください」とありますが、本市の場合は昨年のまま更新していないのか、それともこの冬を心配してなのか、「新型インフルエンザにご注意」とあります。どちらが適切か、もう少し配慮があつてしかりと思うわけですが、いかがでしょうか。ここの夏は例外な猛暑で終わろうとしておりますが、本市における**熱中症患者の実態や搬送の実態について、どのような報告を受け、どのような指示をされておられるのか**、救急現場も含めて、まず1点お尋ねいたします。地球温暖化は進行し、最高気温は今後も更新されるだろうと言われており、いよいよ深刻な状況が到来してきました。早急に地球温暖化問題に取り組む必要があると言われて久しくなりますが、小さな自治体であってもきちんとした対応が求められており、本市も環境条例などに積極的に温暖化対策を盛り込むことが肝要となっておりますので、よろしく御配慮いただきたいと思います。

ところで、つい最近のニュースでございますが、蕨市において老人が熱中症と見られる症状

で倒れているのをその老人が住むマンションの管理人に発見され、119番通報したが病院に搬送されることなく翌日自室で死亡していたという事件が報道されております。最初の119番通報の際、倒れている人をどう判断するかいろいろ手間取る問題点を提起してありまして、私も興味を引かれたものですが、緊急で119番通報するときはこのようにしなさいといった手順は示されておりますが、どうしても高齢者やひとり暮らしとなりますとそうしたマニュアルに対応し切れないのが実態かと思えます。十分な説明能力に欠け、あきらめが先行しては命取りになりかねません。その際、受ける側の指令室の対応も大変重要で、受け手の指令者がどう判断するかにも大きな要因があるかと思えます。今回の蕨市の事故も、長電話により緊急番号がふさがれるのを心配した隊員が、後で119番ではなく消防署の別の電話番号へ電話してくれるよう指示してその事案を終えているのですが、私は何かこの事案の取り扱いには不安要素があって気がかりでなりません。日夜懸命に市民の命を守るために御努力されている署員の皆様には本当に頭が下がる思いでございますが、本市の場合、**指令系統を含め救急事案を誤ることはないか**、その点につきまして市長の御見解をお伺いいたします。

また、比内分署・田代分署に救急車の配備がなされ、地域の方々にとっては大変ありがたく感謝しております。これからも救急救命士の配備も含め充実した救急体制を維持していただくようお願いいたしますが、これまで**救急車の分署配備後の問題点はなかったのか**、北地区への配備計画の有無などの点についても御披露いただければ幸いです。大きな自治体では当然救急体制の分署化が既に行われていて新たな事案ではありませんが、課題等がございましたら御説明いただきたいと思います。

ところで、各小・中学校の児童生徒はこの夏休みを事故もなく過ごされ、元気に登校されたと思います。これから屋外での行事も多い季節で、プール納めや運動会・体育大会の時期でもあります。また、常日ごろ各学校においては、毎日の気温・湿度等の環境状況の把握、環境状況に応じた小まめな休憩、水分・塩分の補給、児童生徒の健康観察、健康管理の留意、応急手当のための用具の準備など、学校では常にチェックされておられると思います。そこでお聞きいたしますが、**学校における熱中症に対しての取り組みをどうとっておられるのか**お伺いいたします。

消防救急対応に関連して、住宅用火災警報器についてもあわせてお聞きいたします。以前、私が所属しておりました総務財政常任委員会でこの住宅用火災警報器設置を問われ数年たつわけですが、その後の設置状況はどうなっておりますでしょうか。特に一定の条件をクリアすればどのメーカーのどの機器をつけてもよいということでスタートしたと思いますが、その後の管理状況はどうなっているのでしょうか。各家々に任されたままというのが本当のところだと思いますが、何しろ設置後何年もつかわからない電池が入った機器を市民が設置しておるわけですから、この数年の間にもその電池が切れているのも知らずにそのままという家があるかもしれません。鳴り物入りで義務化されたところまではよかったのですが、その辺の管理・監督

などどうなっているのでしょうか。どう徹底しようとしているのかお答えいただきたいと思います。先ほどの119番通報の問題同様、いざ火事というときに全然作動しませんでしたでは決して許されるものでもなく、仮にそれが各家々の自己管理とするならば、生活弱者である高齢者宅などではほとんど意味をなさないと言わざるを得ません。どちらの問題も市民の生命に直結する大切な問題だと思います。また、普通の人間であれば当たり前に行えることが当たり前に行きなくなってくる高齢者。事命にかかわることですのでございますから、想定外であったとか例外事例ということでは許されないこととございます。しっかりした御答弁をお願いいたします。

次に大きな2点目、**ジェネリック医薬品の使用促進**についてお伺いいたします。さきの6月定例会でも、国保会計の健全化と医療費の軽減を図るべくジェネリック医薬品の使用と促進について質問させていただいたところですが、少子高齢化が進む地方の自治体にとって医療費の削減は深刻な課題でありますことから、もう一步踏み込んで質問をさせていただきます。本市も例に漏れず、今年度国保会計の見直しから税率で平均2%の値上げ実施をいたしたところで。市民の受けとめ方には非常に重い負担としてとらえられております。「何か、前までは7回で納めていた保険税が8回になり、しかもかなり高くなって納めるのが難儀だ」とする声が多く聞かれます。私は保険制度を維持するため値上げも必須だとする意見に同感いたしました。やはりそこに保険者の努力の作用が見えてこないと安易なコンセンサスが得られないのではないのでしょうか。その意味からも医療費削減の努力と、その一方で市民が健康で過ごしていただくためのサポート、いわゆる医療・保健・福祉が一体となった行政政策が必要であり、何よりもそれに対する積極的行動が必要になってこようかと思います。市民に対する啓蒙活動は、「国保だより」で特集を組んでいただいたほか、さきの御答弁では、この後発医薬品利用の啓蒙促進について、出前講座や保健衛生推進員大会の場で講演会を開催されるなど、活発な取り組みには感謝申し上げます。ただ、一方、これの牽引の主役である医療側への働きかけはどうなっているのでしょうか。私は、例えば「県が進めてくれているからいいや」とか「県医師会・県薬剤師会が携っているから」などといった行動ではまずいと思います。もう少し積極的な行動を期待したいと強く要望するものですが、参考までに、先日の産経新聞の報道を御紹介させていただきます。戦艦大和の建造で知られております広島県呉市。当市より人口では4倍くらい多い32万人を超える市でございますが、ここが全国に先駆けて平成20年度から取り組んでいるジェネリック医薬品普及策を学ぶため、この2年間で70もの団体が視察に押しかけていると言います。取り組みのきっかけは、やはりどこの自治体も同じ悩みの医療費の削減、ひいては国保会計の堅持と患者が窓口で支払う治療費の軽減でございます。具体的な対策は、今使用中の薬をジェネリックに切りかえた場合、薬代がどれくらい安くなるか被保険者一人一人その差額を計算して、それを郵便で知らせたという取り組みでございます。多い方では1カ月2万円近く個人負担が安くなったという成果が出ておりました。効果てきめんですと喜んでおられるようです。また、取り組みを始めて1年半で、これまでのジェネリック医薬

品の使用率が16.1%から19.6%に上昇したのですが、その背景には呉市・地元医師会・薬剤師会の3者が一体となって普及を進める機運が高まったことが大きな要因でもあると聞いております。そういう意味から本市に当てはめても、ジェネリック医薬品の普及には当然ながら地元医師会・薬剤師会との十分な協議の場が必要となつてこようかと思ひます。これまで、**地元医師会・薬剤師会等との話し合いなど具体的な働きかけがなされたのか**、まずその点についてお尋ねいたします。

一方、本市が運営する医療現場について少し質問させていただきます。さきの一般質問の中で病院事業管理者から御答弁がございました。ジェネリック医薬品の使用については、院内薬事委員会において安定供給や信頼性を慎重に検討して採用されているとのお話がございました。また、市立病院における昨年度の採用率は、外来では13.7%、院全体で10.88%の実績。これがことしの平成22年度当初には、外来が19.9%と増加しているとの御答弁をちょうだいいたしました。特に改革プランでは、平成23年度までに使用率の数値目標を25%としておられます。大きな努力目標値で感謝申し上げたいと思いますが、ただ私は、やはり高度医療を推進する現場としてはこれに相反する面があるのではないのかと少し気がかりでございます。特に品質面での不安というよりも、安い薬を使うと治療を尽くしているということにならないのではないかと考える医師の心理的な問題もありますでしょうし、また、「オペの患者さんにはどうしても後発薬は使えない」という問題点が医療現場におありのようですが、いかがでしょうか。**急性期医療を担う病院がジェネリック医薬品を使用することに抵抗がないのか**、その点につきまして管理者の御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

一方、市立総合病院の場合のように、DPC、いわゆる包括評価制度を導入できる病院は後発医薬品を十分利用できる環境下にあるからいいとして、一般の開業医は依然これまでどおりの出来高払いの診療点数となつておるわけで、私は開業医を含めたこの両輪に後発医薬品の利用促進をより推し進めていただかなければ、相当の医療費の削減には結びつかないのではないのかと、そう危惧いたしております。どうか医療費削減の特効薬となりますよう、いま一度検証していただきたいと強く願うものでございます。最後に、要望でございますが、質問通告時、大変難しいと一たん断られましたが、国保会計から支払われる保険給付費の支払い先の分析を十分に行っていただきたいものです。本市が負担する高額な医療費の動向を見るためにも、今後必要となつてこようかと思ひます。医療費軽減の検討資料に大きく資すると思ひますので、国保連合会とも協議されるなど、ぜひそうした解析にも努めていただくようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目、熱中症対策と救急対応について。①熱中症患者の搬送の実態についてどのような報告を受け、どのような対応を指示しているのかについてであります。秋田地方気象台により

ますと、大館観測所における6月から8月までの月平均気温は、昭和52年の統計開始以降では、6月が第1位、7月が第2位、8月も第2位となりました。また、6月から8月末までに真夏日が39日となっており、最高気温は8月5日、6日の34.4度でありましたが、9月2日には35度を記録しております。このように、ことしの夏の記録的な猛暑により全国的にも、また秋田県内でも熱中症による搬送件数が急増しており、8月末現在、全国で4万6,700人、全県で479人、大館市管内では25人となっております。また、この熱中症で搬送され亡くなられた方は、全国で158人、県内で3人となっておりますが、大館市管内では幸いにも死亡者や重傷者は発生しておりません。管内の搬送された方々を年齢別に見ますと、25人中高齢者の方が14人と約6割を占めており、発生場所別では、屋内での発症が10人で、屋内でも注意をしなければならぬ状況となっております。熱中症に対する本市の取り組みにつきましては、まず保育園では、園児に水分を多くとらせ水遊び時間をふやすなどしているほか、午睡時にはエアコンを使用するなどの対策を講じており、また小・中学校でも、校内・校外活動や部活動において小まめな水分補給の指導を行うとともに、保護者に対し体調管理を呼びかけております。さらに高齢者に対しては、地域包括支援センターを通じて訪問時の指導と状況確認を徹底しております。また、市民に対しては、各種健診・健康講座・乳幼児健診等の日々業務の中で、水分補給の重要性や熱中症予防対策について、例年にも増して周知を図ってきたところでありますが、まだまだ残暑が厳しいものと予想されることから、引き続き機会をとらえて注意を促してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

②指令などの救急事案を誤ることはないかということですが、議員御指摘の蕨市の事案は、119番通報者からの通話が長くなったため消防署の通常電話にかけ直すよう指示したものの、その後電話がなかったことにより救急出動せず発生した痛ましいケースであると認識しております。本市では、救急要請があり状況が不明な場合には、まずは出動し現場をいち早く確認するなどの対応をとるよう指示し、徹底しているところでありますので、御理解をお願い申し上げます。

③救急車の分署配備後の問題点はないかということですが、合併時の救急出動体制は消防本部への一極集中でありましたが、合併後に市民の安全・安心の確保に向け救急車の到着時間を短縮するため見直しを図り、順次、比内・田代・北の各分署への分散配置を行ってきたところであり、その効果があらわれてきております。また、分散配置に伴い増員が必要となる救急救命士の養成につきましても順調に進んでいるところであり、今後も救急救命になお一層努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

④学校現場における熱中症対策の取り組みはにつきましては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

⑤消防救急対応に関連して、住宅用火災警報器の設置状況はどうかということですが、消防庁による本年6月の調査では、全国の普及率が58.4%、秋田県では40.6%、本市では

47.3%となっております。また、警報器の使用期限に関する情報提供につきましては、消防本部に設置している住宅用火災警報器相談室で随時対応しておりますが、特に高齢者やひとり暮らし世帯からの御相談に対しては職員を出向させ対応に当たっております。また、現在職員が戸別訪問して普及・啓発活動を行っておりますが、その際にも住宅用火災警報器の維持管理、使用期限について丁寧に説明しているところであります。住宅用火災警報器につきましては来年6月から設置義務化となることから、今後も広報紙やホームページへの掲載のほか消防団や自主防災組織・婦人防火クラブ等の協力を得るなどしながら、さらなる普及促進を図ってまいります。

大きい2点目、**ジェネリック医薬品の使用促進について**。①**地元医師会・薬剤師会等との話し合いなど具体的な働きかけをしたか**ということですが、市では、国保被保険者の負担軽減と医療費抑制を図るため、昨年からジェネリック医薬品の普及促進事業を重点項目と位置づけ取り組んでいるところであります。この普及促進事業への取り組みには医師会・薬剤師会など関係団体の協力が不可欠であることから、市では大館北秋田医師会・大館北秋田歯科医師会・大館北秋薬剤師会に対し、各会員の皆様への周知と御協力をお願いしてきたところであります。今後も引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。また、国保加入者に対する利用促進策としましては、毎年、被保険者証更新時に国保パンフレットとあわせジェネリック医薬品希望カードを送付しているほか、年4回発行しております国保だよりでの周知、出前講座や講演会の実施に力を入れているところであります。本年度はこれまで、出前講座に4団体109人、健康教育に3団体104人、また、講演会3回で247人の御参加をいただいております。少しずつではありますが理解の輪が広がっていることを実感しております。特に、講演会は地元企業であるニプロファーマ株式会社から講師を派遣していただき実施しているところであり、参加者からは「ジェネリック医薬品への理解が深まった」と好評を得ております。議員御紹介の広島県呉市の取り組みについてであります。これは慢性疾患により長期間薬を使用されている方およそ3,000人を対象に、ジェネリック医薬品に切りかえた場合その差額が幾らかを計算し、個々に郵送によりお知らせしているものであります。本市としましても、国保連合会からのジェネリック医薬品促進情報データの活用による同様の対応について、今後十分検討させていただきたいと考えております。今後もジェネリック医薬品の普及促進につきましては粘り強く継続していくとともに、その使用状況につきましても把握に向け努力してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②急性期医療を担う病院がジェネリック医薬品を使うことに抵抗はないかについては、病院事業管理者からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○**教育長（高橋善之君）** 田中議員御質問の1点目の④**学校における熱中症対策の取り組みについて**にお答えいたします。熱中症については、熱と光に長時間さらされたことが要因となり、

体の水分や塩分が失われることで生じる高温障害という知識が学校にも浸透しており、各小・中学校とも教育活動に応じた適切な予防策がとられております。例えば、校内生活においては、朝の健康状況の観察、水筒持参による水分補給、通気性のよい服装の奨励などが挙げられます。校外活動においては、活動の時間帯や活動場所の工夫・配慮、帽子の着用やタオルの活用。部活動においては、活動中のきめ細かい健康観察、休憩時間の確保と水分・塩分の補給、練習時間の短縮等であります。また、保健だよりや学校通信を通じて家庭と連携を図りながら、児童生徒の体調管理や生活リズムを整える働きかけも行われております。今年度は過去113年間で最も暑い夏でありましたが、大館市内の小・中学校においては、熱中症のため救急車で病院に搬送されたり入院したというような報告はございませんでした。このことは、各校において適切な予防策が実施されてきた成果と受けとめております。残暑なお厳しく、本日も30度を超えており、熱中症の心配はまだまだ続きますので、油断することなくこれまでの予防策を継続していくよう指導してまいります。以上でございます。

○病院事業管理者（佐々木睦男君） 田中議員の2番の②ジェネリック医薬品を使うことに抵抗はないかという御質問にお答えします。総合病院では、医薬品の採用に当たっては新薬・ジェネリック医薬品にかかわらず、医師・薬剤師等で構成された院内薬事委員会において、その品質や安定供給・情報提供体制等を総合的に判断した上で、患者さんが安全で安心して使用するための医薬品を選定しております。急性期医療を担う病院としてジェネリック医薬品を使うことに抵抗があるのではないかと御質問ですが、基本的に、医師も含めた院内薬事委員会において成分・効能・副作用等について十分に検討を行った上、医師が責任を持って採用の判断をしております。ただ、一般的にジェネリック医薬品は情報提供体制が不十分である等の問題点も指摘されております。したがって、DPC病院への移行を目指す当院としましては、今まで以上に医療従事者に対する情報提供体制を充実させ理解を深めることにより、さらなる使用の拡大に努めてまいりたいと考えております。なお、患者さん、市民に対しては、処方せんに医師が署名しないとジェネリックに変更できなかったのですが、処方せんの様式を変更して、患者さんがジェネリック医薬品を選択しやすいよう現在整備しております。今後も、患者さんへの十分な説明や今年度から創刊いたしました病院の広報等を通じ、普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田雅男君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時6分 休 憩

午後2時16分 再 開

○議長（石田雅男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

安部貞榮君の一般質問を許します。

〔22番 安部貞榮君 登壇〕(拍手)

○22番(安部貞榮君) 暑いところ申しわけないと思うのですが、少しの間御清聴お願いしたいと思います。日本の人口減少は2025年までは穏やかな減少ですが、それ以降では年平均82万人。2100年には総人口が6,200万人と推測されています。この中でも、生産年齢人口は既に1995年から減少に転じております。市の人口は、平成17年は8万2,000人でありましたが、新総合計画の目標年次、平成27年の目標人口は7万8,000人としておりますが、国立社会保障・人口問題研究所では7万3,000人と推計しており、5,000人余りの差が生じるのではないかと危惧するものであります。市の人口減少は、市の財政や各種計画の再考、市民の経済活動のトータルの減少、特に出生率の減少は将来の町部を含めて各地域や集落のコミュニティー活動の停滞や、あるいは一部においては消滅につながるのではないかと危惧するものであります。今回の行政報告の中で、養豚企業の誘致の報告がありましたが、地域の人たちはこれに希望を持ちながら、よかったと敬意を表したいと思います。それでは、通告に従って、順次質問いたします。

大きな1点目は、**農産物の加工品開発について**であります。秋田県と県内各JAは、枝豆を米に次ぐ秋田の顔にと、日本一を目指して産地化に取り組んでいます。市長の今回の行政報告の中で、枝豆は価格面で苦戦しているとの報告がありました。県の主力野菜は、枝豆のほかネギ・アスパラガス・キュウリ・トマト。この5品目は年間の販売額はそれぞれ約10億円前後であります。この中には大館特産の、これまで機械化を進めながら長年頑張ってきた山の芋が入っていないのが残念であります。JAあきた北の生産者大会の資料を見ますと、枝豆は栽培者も面積もふえているものの、販売額は平成21年度実績で5,400万円であります。山の芋は8,000万円台で推移しております。トングリは栽培者や面積は若干減少してきているものの、平成17年度以降1億円以上をキープしております。野菜はもちろんその時々によって価格の変動があることはもちろんですが、それでもトングリが1億円台をキープしているということは栽培者の努力もあり、またトングリの加工品について栽培者・農協・行政が一体となって加工研究に努め、瓶詰や真空パックの加工品をつくり上げ、畑のキャビアとしてその販売に毎年首都圏に足を運んでPRしてきたその成果ではないかと私は考えます。ソバにしても、生産現物そのままで売ると安いわけですが、食べるそばにしますと3～4倍の価格で販売されます。これは、合併しましたが旧皆瀬村の取り組みがいい例だと思っています。山の芋の販売先は主に大阪中央卸売市場を中心に出荷されていると思いますが、山の芋の加工品としての販売については、私の認識不足もあろうかと思いますが、余り聞こえてこないのが現状ではないかと思っています。平成21年産の栽培農家97人、その面積は42ヘクタールであります。減少してきているとはいえアスパラガスに次ぐ規模で、これに付加価値を高め加工品として販売する方策は、行政としても頑張ってきた農業者に目に見える形での取り組みが必要ではないでしょうか。また、観光客を迎えるに当たっても、地元の食との誇りを持って山の芋を提供するという、こういう

要素が私は大事なことを考えています。このようなことから、これまでの取り組みや今後の取り組みについて伺いたします。1つ目は、**市はこれまで山の芋の加工品開発にどのように取り組んできたのか**。農協などが若干あるようではありますが、市としてのこれまでの取り組みをお知らせ願いたい。2つ目は、**特産の山の芋をまず市民が食べておいしいと思える環境づくりが大事**だと私は思っています。3つ目は、地元を大事にした食品開発、このことこそ私は観光客のおもてなしにつながるのではないかと考えている者の一人であります。特にそういう意味で、今後、観光客などに提供する取り組みは考えていないか。4つ目は、**大館産の枝豆・米粉・ソバなどの加工品の開発に民間とともに取り組み、農家所得向上を図る考えがないか**伺います。

次に、大きい2点目であります。**農業の6次産業化に向けた人材育成について**伺います。2009年の農水省の調査では、農業を始めた新規就農者が前年より11.4%多い6万6,820人で、その主な中身はリストラや定年退職により実家で農業を継ぐというケースがふえたということを挙げています。一方また、雇用状況の悪化で、近年の若者たちの視線が都会から地方に向かい始めており、地方に活躍できる場があれば、夢と希望を探して地方に出て行くという傾向が若者の間で顕在化し始めているとも言われております。このようなことを踏まえながら、国では6次産業起業人材育成を目指し、「地域社会雇用創造事業」を創設しております。この事業の対象職種は、地域資源を生かした農林業を初め、観光・産業振興、まちづくり・商店街振興など多岐にわたっておりますが、特に私は衰退している地場産業なり農林業を振興したいという立場で、地域のあるいはUターンする若者の新たな視線でチャレンジする人材の育成を図りたいと、このようなことからこの問題を取り上げました。この事業の中身は、就業を体験する「社会的企業人材創出・インターンシップ事業」と、もう一つは、企業を起こす場合の初期段階に支援する「社会起業インキュベーション事業」の2つの事業からなっております。前者は1万2,000人、後者は800人の人材育成を国では目指しています。後者の事業には、起業資金として1人300万円を上限に交付されるという要領になっています。この事業に参画するためには、入門講座の受講や各種講義など各種の研修過程をクリアしなければなりません。既に愛知県長久手町・福井県若狭町・新潟県小千谷市など、地元の資源を活用した起業提案が取り組まれております。大館市においても、この**地域社会雇用創造事業に手を挙げて、農業の6次産業化に向けた人材育成に取り組む考えはないか**伺います。

大きい3点目は、**食育活動の推進について**伺います。国の食育基本法、秋田県の『食の国あきた』推進運動アクションプログラムが既に策定されて、本市においても各種アンケートや、あるいは食に携わる現場の声を聞きながら、平成22年3月に大館市食育推進計画を策定し、平成26年度の実現を目指して『『おいしい』笑顔を生みだす元気なおおだて』に取り組むことになっております。私は食については命の源と考えていますし、また食育は世代を超えて、自然や農業・教育・健康などすそ野の広い分野であり、各自治体を初め農業団体、教育機

関や学校などでいろいろな形で取り組まれてきております。その中でも特出しているのが、香川県のある小学校の校長先生が2001年10月から子供たちの親を説得し、家庭で親が手伝わない「子供がつくる『弁当の日』」を設定し、学校現場で月1回の実践に取り組んでいると、2005年の西日本新聞に特集記事として取り上げられ、さらにインターネットにも食育セミナーで「食卓の向こう側」として掲示されたことから、現在では全国的に小・中学校504校が実践されているということでもあります。言うなれば、この校長先生が目指したものは「子供がつくる『弁当の日』」を実践しながら、子供たちを初め先生や親・家族のきずな、そして地域住民の共感する力、想像する力、地域社会を変えていく力をはぐくむ活動ではなかったかと思います。また、福井県小浜市が、平成13年に市民とともに「食のまちづくり条例」を制定し、生涯食育活動やその運動に取り組んで「食の文化都市」を宣言するに至っております。このようなことを踏まえたと、本市にとっても食育活動・運動の推進の必要性を痛感し、私はかつて重要な課題の一つと考えております。市の計画では基本方針やその具体的な取り組みがいろいろ掲げられておりますが、これの目標達成のため毎年度必要な財政措置、各年度の実施計画を策定して取り組むということが記述されています。このようなことから、次の事項の質問に入ります。1つ目は、平成22年度の具体的実施計画が策定されているのか、その全体の予算額は幾らくらいか。2つ目は、小・中学校、保育園（所）での地元農産物使用について、その使用率は少しずつ年々ふえているものの、平成21年度は購入物資全体の37.7%となっております。これを私は当面50%までに引き上げていくという取り組みを要請したいと思いますが、平成22年度のこれまでの活動実態はどうなっているのか伺います。3つ目は、すそ野の広い食育活動に市民とともに取り組むために、（仮称）大館市食育推進条例を制定する考えはないか。

大きい4点目であります。大町周辺のにぎわい創出と市営住宅の改築について伺います。大町の市営住宅改築、すなわち大町地区優良建築物等整備事業に着手されました。市長は行政報告で、この事業はまちなか居住の推進による中心市街地活性化を図るため大きな第一歩となる事業と位置づけております。また、この大町地域の旧正札竹村新館B棟1階へ県関連施設（仮称）県北生活相談センターなどが入居して、地域雇用の創出や中心市街地の活性化にもつながると報告されました。また、大町商店街振興組合もヤートセのイベントなり、あるいはゼロダテ大館展の開催など頑張っておられます。これから大町のにぎわいになるよう期待するものがありますが、先般の新聞報道では、大町商店街振興組合がハチ公小径に開設する物販・飲食ブースの出店者は、5店舗いずれも市外の業者であるとのことでもあります。過日の秋田魁新報に横手市の観光協会長が「まちなか再生は住民参加が成功の鍵」という記事を載せていました。これは、元気な町をつくるためには生活者の視点が最も重要であり、まちなかに暮らす人がいて、まちなかに魅力を求めて集まる人がいて、そこに交流が生まれ、にぎわいが発生し、商いが生まれ、活力が生まれてくる。まちなか再生成功のキーワードは、ここだけしかないという個性の創出であり、関係者だけではなくさまざまな組織や団体がかかわるという多様な主体の

参入、そして住民の参加によるぎわいの創出であるとの内容の記事でありました。私はこれまで、大町市営住宅、旧正札竹村、それに新町・中町・向町の市営住宅について、大町周辺全体の構想についてそこに住んでいる住民との話し合いや参加を進めるべきこと、さらには都市計画マスタープランの6つの地域別構想についても、各地域ごとの話し合いの必要性を申し上げてきました。そのようなことを踏まえながら、次のことを市長にお伺いします。1つ目は、**ハチ公小径に開設する物販・飲食ブースの出店者5店舗が市外の業者であることをどのように受けとめているのか。**2つ目は、富樫議員と重複しますが、**新町・中町・向町の市営住宅の改築について、PFI方式による改築を調査・検討するとのことですが、入居希望者をどう把握するのか。**3つ目は、**市内の民間の賃貸住宅の入居実態をどう把握しているのか。**あちこち歩きますと民間住宅に空き家がありますという札がかなりかかっています。そういう実態を市はどのように把握しているのか。4つ目は、**大町は都市計画マスタープランの大館東地域構想に入っています。この範囲の対象の人たちと話し合いをしていくべきと考えますが、市長はどのようにお考えなのかお聞きます。**

大きい5点目は、**国土調査法に基づく地籍調査事業に早期に取り組むべきについて**お伺いします。この事業は、国土の開発・保全並びにその利用の高度化、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としております。また、この事業は国や県の補助金が4分の3という補助率の高い事業の一つでもあります。県内25市町村の状況を見ますと、大潟村を除き完了した市町村は5つであります。継続している市町村は14であります。休んでいる市町村は5つであります。大館はこの休んでいる中に入っております。これまで実施した都市計画事業や農地の基盤整備事業等で明確になっているところもあると思いますが、明治時代のままの図面で現況と合わない土地や、昔の赤道路・青水路の境界など不明確な土地も相当あるものと思われます。人に戸籍があるように土地にも地籍があります。これの明確化を図ることによって、土地の高度利用や、市も含めてですが土地所有者同士の良好な人間関係が築かれるものと考えます。このようなことから、1つ目は、**花矢地域で再地籍調査事業を行っているわけですが、これはいつごろ完了するのか。**2つ目は、**花矢地域以外の未実施地域について、国土調査法に基づく地籍調査事業に早期に着手すべきと考えますが、市長はどう考えているのかについて伺い、この場からの質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)**

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの安部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**農産物の加工品開発について。**①市はこれまで山の芋の加工品開発にどう取り組んできたのかであります。山の芋の加工品につきましては、県内加工業者と共同で冷凍とろろ商品を開発したほか、大館北秋商工会では小規模事業者新事業全国展開支援事業により山の芋を使用したシチューやお菓子などの新商品開発も進めております。

②特産の山の芋をまず市民に食べてもらうため、どのような取り組みをしてきたかではありますが、本市の山の芋につきましては、平成17年にあきた特産ブランドの認証を受け、市の特産品として生産に力を入れてきておりますが、地元での消費拡大を図るため、アメッコ市やとりの市などのイベントにおいてPR活動を行っております。ことしのアメッコ市では、JA山の芋部会が新しい料理方法として、山の芋だけを生地に使った「お好み焼き風まんま焼き」などを紹介しております。

③山の芋を食として観光客などに提供する考えはないかではありますが、山の芋を食として提供する取り組みにつきましては、これまで食関係の民間企業の協力を得ながら、企業のホームページに市の物産情報として掲載していただいているほか、冷凍とろろ商品を利用した「大文字鍋」を創作し、観光客などに提供し好評を得ております。

④大館産の枝豆・米粉・ソバなどの加工品開発に民間とともに取り組み、農家所得向上を図る考えはないかについてではありますが、国では主食用以外の新規需要米の生産を推進しており、特に米粉用米についてはパン・めんなどへの利用促進のため、生産者や加工者に対する支援を行っております。全国的に見ますと、米粉のパンやめん・お菓子の製造などで実績を上げているケースもありますことから、市といたしましても、給食への米粉パンの導入率を現在の13%からさらに向上させるなど需要の拡大に努めてまいりたいと考えております。今後は、枝豆やソバなどの米粉以外の加工品についても研究しながら、地場農産物による加工品の製造・販売等を行おうとする意欲的な農業者等に対し積極的に支援してまいりますので、御理解をお願いいたします。

大きい2点目、農業の6次産業化に向けた人材育成について。国の地域社会雇用創造事業に手を挙げ、農業の6次産業化に向けた人材育成に取り組む考えはないかということではありますが、1次・2次・3次産業を融合させる6次産業化につきましては、生産から加工、流通、販売までを一体として行うことにより新たな産業を創出し、雇用と所得を確保しようとするものであり、市内では「陽気な母さんの店」「とれたて旬菜館」「ゆきさわ産直センター」などが既に生産、加工、販売を実践しております。市では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、平成22年度から農業後継者育成事業に取り組んでおり、現在8戸の農家に10人の研修生を雇用していただいております。研修生はさまざまな農業研修メニューを体験して、いずれは新規就農を目指そうという方々でありますので、6次産業の担い手としても期待されるものであり、平成23年度も引き続きこの事業を実施したいと考えております。また、全国農業会議所においても農業研修生を雇用する農業法人等に対する助成制度がありますので、制度のPRなどを行ってまいります。議員御提案の6次産業化に向けた人材育成につきましては、まずは、これらの事業を活用した人材育成に取り組みながら、農・商・工連携による地域特産物等を利用した新たな産業創出を目指すとともに、起業支援や人材創出等を行う自治体などを支援する地域社会雇用創造事業の活用についても検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、食育活動の推進について。①平成22年度の具体的な実施計画は策定されているのか、また、その全体の予算額は幾らかについてであります。市では昨年度、本市の食育の基本方針を定めた大館市食育推進計画を策定し、平成26年度までの年度ごとの事業実施計画を作成しております。本年度は、この計画の基本方針における目標達成のため関係する部署による横断的な委員会等を組織し、事業の推進に努めているところであります。取り組みの具体的な内容としましては、離乳食講習会や乳幼児健診事業における食育指導、国保広報や市のホームページでの食に関する情報の提供、保育園、小・中学校の給食における地産地消の実践、市民菜園事業への参加促進などを実施しております。さらに11月6日には、いとくショッピングセンターを会場に県と共同で市民向けの食育イベントを開催する予定としております。予算につきましては、先ほどの各課で行われている関連事業の中で対応しておりますが、その他講座や教室・イベントにかかる費用としてはおよそ40万円となっております。

②小・中学校、保育園もしくは保育所への地元農産物使用などを含め、その活動実態はどうなっているのかについてであります。保育園や学校の給食における地元農産物の使用実態につきましては、保育園において、本年度からフレッシュ野菜供給会に委員として参加したことを契機に地元農産物の使用が始まりました。小・中学校においては、年々地元農産物の使用は高まっており、平成21年度の野菜20品目の使用率は36.9%と、県内平均33.5%を上回っております。

③すそ野の広い食育活動に市民とともに取り組むため、（仮称）大館市食育推進条例を制定する考えはないかであります。本市の食育の取り組みは始まったばかりであります。今後、外部の関連機関との連携を密にし、より多くの市民の皆様の参加を得ながら事業を展開していく必要があるものと思っているところであり、随時計画の見直しを図りながら、食育基本条例の制定についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、大町周辺のにぎわい創出と市営住宅の改築について。①ハチ公小径に開設する物販・飲食ブースに出店する5店舗が市外の業者であることをどのように受けとめているのかについてであります。大町商店街振興組合では、ハチ公小径の看板・ステージ・大型スクリーンを整備したほか、本年度は起業支援のための屋台村の立ち上げに取り組んでいるところであります。当初7店舗分を公募したところ、2店舗分の使用を希望する方2名と地元に戻ってきて出店される方1名からの申し込みがあり、大町商店街振興組合が出店する土産物店とチャレンジキッチンの店とを合わせて計画どおり7店舗分の出店で事業が進んでおります。かつての大町周辺のようなにぎわいのある中心市街地は市全体の財産であり、都市機能を維持するための重要な要素でありますので、ハチ公小径の屋台村がにぎわい創出の起爆剤となることを期待しております。市といたしましては、ハチ公小径に面した場所にトイレを新設するなど、屋台村が人の集まる場所となるよう整備するとともに、大館で起業して頑張るという方に対しては、出身地にかかわらず積極的にサポートしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い

いたします。

②新町・中町・向町の市営住宅の改築についてPFI方式を調査・検討しているようであるが、3カ所を一カ所にまとめるのか、また、入居希望状況をどう把握しているのかについてありますが、大町周辺部に位置する新町・中町・向町の3住宅の建てかえにつきましては、中心市街地のにぎわい回復の有効な方策の一つとして、それぞれ市有地である現在地での建てかえを計画しているところであります。入居対象としましては、住宅に困窮する低所得者世帯を想定しており、高齢者や単身者が暮らしやすいようバリアフリーなど居住性の向上に配慮しながら、まちなか居住を促進することとしております。また、入居希望の状況につきましては、無作為抽出の一般市民1,255世帯を対象に行った大館市住生活基本計画におけるアンケート結果では、回答のあった501世帯のうち26.2%、131世帯の方々が中心市街地に住みたいと回答し、市営住宅入居世帯では、回答のあった348世帯のうち25.3%、88世帯が同じく中心市街地への居住を希望しているようでありました。現在の新町等の3団地の入居世帯数は計37世帯であり、さきのアンケート結果も考慮し、新町等の3住宅の計画戸数は合わせて80戸としており、計画戸数に対する入居の需要数は十分にあるものと考えております。

③市内の民間賃貸アパートの入居実態をどう把握しているのかについてありますが、本市における民間アパートの入居世帯数につきましては、平成17年の国勢調査では、全世帯の13.6%、3,853世帯となっております。今後の民間アパートの需要見込みとしましては、市の世帯総数が増加傾向にあることから、平成21年3月に策定した住生活基本計画において、平成30年には4,273世帯になるものと推計しております。また、市営住宅の必要戸数については、現状の951戸から130戸減の821戸と設定しております。核家族化の進行とともに市全体の借家・民間賃貸アパートに対する需要増が見込まれる中において、低所得者層を対象とする市営住宅があり、民間・公営等を合わせた中で、市民のさまざまな住宅需要に対応していくものであります。新町等の3住宅につきましては、十分な入居の需要が見込まれているところでありますが、基本的に低所得者層を対象とした公営住宅であることから、民間の賃貸アパートと競合することはないと考えております。今後も計画を進めるに当たっては、民間事業者に与える影響等を常に考慮しながら議会に御相談申し上げてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

④都市計画マスタープランの大館東地域構想について、住民と話し合いをしていくべきではないかですが、大館市都市計画マスタープランでは、「風土を活かすまちづくり」や「地域特性に応じた土地利用」「市民参加によるまちづくりの推進」を掲げ、出前講座や秋田まち育て塾等において多数の市民に御参加をいただき、人・まち・自然が調和するまちづくりについて議論を深めてきたところであります。人口が密集する大館東地域におきましては、旧正札竹村の跡地利用や大町の再開発促進等について、大館商工会議所、大町商店街振興組合等と協議するとともに、地域の皆様を対象に説明会、ワークショップ等を重ねながら広く意見を

募集してまいりました。今後も、国による中心市街地活性化基本計画の認定を目指す中で、地元の活性化協議会を初め幅広く意見を求めながら、市民の皆様が暮らしやすいまちづくりを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

5点目、**国土調査法に基づく地籍調査事業に早期に取り組むべき。**①**花矢地域の再地籍調査事業の完成は何年度か**についてありますが、本市では旧花矢町の地籍再調査事業を昭和62年度から実施しており、昨年度までに4,123ヘクタールの調査を終え、これまでに投じた事業費は約4億1,000万円となっております。残る計画面積は637ヘクタールであり、仮に今後毎年約100ヘクタールの事業量で調査を行うとしても、さらに7年ほどを要する見込みでありますことから、平成20年代に事業を終えられるよう努力してまいりたいと考えております。

②**花矢地域以外の未実施地域について早期に着手すべきではないか**ということではありますが、旧大館地域全域の地籍調査を行う場合、膨大な事業費を要するものと見込まれ、市の財政面で大きな負担となるものと考えられます。旧大館地域につきましては、少なくとも公有地等の土地の境界については明確にしていく必要があると考えておりますが、土地区画整理事業や街路築造事業などさまざまな事業を進める中で、特に中心市街地における調査が相当進んでいる状況にあります。市といたしましては、まずは現在行っている花矢地区の調査を進め、将来的には公図と実際の土地の位置等が著しく異なる地図混乱地域を優先して、計画的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○22番（安部貞榮君） 議長、22番。

○議長（石田雅男君） 22番。

○22番（安部貞榮君） 1点目の山の芋の関係でお聞きします。冷凍のとろろとかさまざまな加工品がつくられているというお話でありました。より市民に親しんでもらう、あるいは市民に周知するために、一つは「とろろの日」を、年間1回でもいいからとろろを食べる日というものの設定なり、あるいはとろろを販売する店という看板なり、そういうもので市民に周知していく考えはないのか。

それから6次産業についてですが、確かにさまざまな事業がありますが、6次産業は、これまでは「1次産業プラス2次産業プラス3次産業」でありました。私が言っているのは「1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業」です。ですから、どこかが欠けるとゼロになります。そういう制度を活用しながら、私はこれをより充実するために人材を育成する必要があるのではないかと申し上げました。市長はその辺をどう考えているのかお聞きしたい。

それから食育教育について、市の推進条例ですが、食育は先ほどお話ししましたが、非常にすそ野の広い活動の一つであります。先ほど申し上げた校長先生が取り組んだ子供たちの弁当づくり、これは皆さんから考えると、親に負担をかけ、家庭で調理材料を買う、そういうことを連想すると思いますが、これは、明らかに冷蔵庫に入っているものを使う、献立は子供自身

が考える、親には手伝ってもらわない、手伝うようなことはしないでほしいという校長先生の基本的な考え方で進めた事業であります。最初はそういう抵抗もありましたが、やっている間に子供が台所に立って調理する姿、子供がお父さんの弁当をつくってあげる姿、一緒に食べる姿、こういうのが2年たったら生まれたとのこと。校長先生が2年たって子供たちに贈った言葉が20行にわたってありますが、その一つが、例えば「手順よくできる人は給料をもらう仕事についたときでも、仕事の段取りのいい人」と、こういうような書き方をして子供たちに贈っております。さらに、「弁当をつくるのを手伝ってくれそうになるのを、親が手伝ってあげようとするのを子供が断れるということは、ひとり立ちのできる人である」ということなど、すばらしい教育成果を残したと私は考えています。そういうことも含めて、大館の食育基本推進条例についても、先ほど今の活動を充実しながら検討するというお話がありました。それはそれとしてよいと思いますが、そういう食育の広い活動、教育効果、あるいは人間対人間の関係がこれまで以上に全く違った地域ができたということが報道されていますので、これは、できましたらその辺の条例を含めて御検討いただければありがたい。

さらに大町周辺のにぎわいの創出でございます。市長は先ほど、この事業がにぎわいをつくるスタートだと力を込めてお話をされました。それはそれで、にぎわいを創出するというのは大事なことだと私も考えますが、いろいろな場で話し合いをするのでというお話もありました。都市計画マスタープランというのは、大館旧市内を東西南北4つに分けています。それに田代・比内地域を加えています。立派な計画ができています。その東地域には住宅の整備も入っています。東台に住んでいる人も、中町に住んでいる人も、我が地域を元気にしようと、そういう住んでいる人たちの機運を盛り上げていくためには、町内会単位なりその地域単位なりの話を進めていくことが大事ではないかと私は考えまして、もう一度その辺の、いろいろなワークショップなどあるとは聞きましたが、不特定多数の市民との対話をしていく考えはないかお聞きします。

地籍調査事業ですけれども、花矢町は平成20年代ころで終わりたいというお話でありました。地域の集落が、人口も少なくなって元気がなくなっています。それぞれの集落なり地域が支え合って生きていくという時代だと思っています。その障害になるのが土地の境界問題であります。大館はないと思いますが、私は地籍調査を終了してみても一番感じたのは、境界のいざこざが全くなくなったということでもあります。これが、隣近所でそういうものが心にあるうちは、支え合う気持ちも語り合う気持ちも生まれてくるのは無理ではないかと、その最も基本になる所有土地の境界を明確にすること、これは田代の調査を通しまして、以前は裁判事件もありましたし、境界のいざこざもありました。隣近所のいさかいもありました。しかし、年数はかかって職員も多くの人がかかわりましたが、できた結果として、今は全くそういういざこざはなくなったということだけは確かであると考えますので、旧大館市内もできるだけ早く取り組むことが大事ではないかと思うのですが、もちろんお金もかかります。ただし、職員もこのよう

に年々減っていきまると、私は最低でも6人や7人の専従の職員が必要ではないかと、田代・比内地域が終わった結果を見れば、住民との対話をしたり図面を見て語り合ったり、そういうことはパートではできないと思います。そういう取り組みをするためには、覚悟を持って時間がかかってもこれをやると、土地を明確にして地域をつくり上げる土台にするという気持ちが市長にないか再度伺います。

○市長（小畑 元君） 議長

○議長（石田雅男君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず、山の芋についてでありますけれども、これは私の答弁で申し上げましたように、今までもさまざまな試みがされてきているわけでありまして、例えば山の芋の材料をメニューに取り扱っているいろいろなケースを取り上げたりしてやっているわけですが、今の再質問の中で、山の芋を材料としてメニューとして取り扱っている地元の食堂なり売店なり、そういうものを認定するなど何か考えはないのかということでありまして、これは、もう少し広く考えて見ますと、山の芋を材料としてメニューで扱っている食堂なども当然入ってくるわけで、そういうもの全体を何か明示化する方法はないかということだと私は理解したわけでありまして、山の芋そのものを売っている店はどこにでもあるわけでありまして、ここには山の芋のメニューを置いている食堂だということがわかるような形になるのかどうか、例えば飲食店の組合であります秋田県麺類飲食生活衛生同業組合大館支部、いわゆる麺類組合でありますけれども、そういう皆様と少し相談していきたいと思います。いずれ何らかの形で、例えば観光客でお見えいただいた方も、ここに来れば大館の山の芋がいろいろなメニューで食べられるということを明示できるならば、それにこしたことはないと思います。

それから6次産業について、「1掛ける2掛ける3」は私も大賛成であります。なぜかと言いますと、基本になります農業がなくなれば全部ゼロであります。その意味で、農業後継者なり農業の継続ということが実に重要な観点だと私も思います。そのために、先ほど申しました10人ほどの新たな研修ということでことしスタートさせていただいているわけですが、これからもいろいろな意味で農業の振興、まず基礎となる農業の振興、それにプラスアルファという形でさまざまな枝葉を延ばしていくことになると思います。人材育成という点では全く同感でありますので、これからも農業後継者なり、また地域にいろいろな形で、ふるさと応援隊という形で結構ですし、さまざまな力が入るように、さらにはまた農業そのものの継続という点においては、例えば集落営農なり認定農家なりということで農地の集積など、農業そのものの継続もまた最大限努力していかなければいけないと思います。

それから食育の点で、冷蔵庫にあるものをすべて使つてというのは一つの例だろうと思います。つまり、今までの食育の教育の仕方、食育についていろいろ議論している中の観点の一つとして、子供が積極的に自分でつくったり家族といろいろ交わったりという観点が必要なので

はないかという御指摘であろうと思いますので、今後の実施計画の中でそのような観点も入れられないか検討させてみたいと思います。それから条例につきましては、やるとしてもまずは先ほども申しましたように基本条例のような形になると思いますが、そういうことも検討材料の中に入れていきたいと思います。機運が盛り上がらないとなかなか条例というのはできないわけでありますので、やはり世論の喚起ということが非常に重要ではないかと思います。

それから大町に関しましては、不特定多数との話し合いというお話でございましたけれども、皆さんお住まいのどの地域も大切な地域であります。しかし、いわゆる中心市街地、大館の歴史を代表する中心市街地というのは、それはそれで一つの文化であり文化遺産でもあると思うわけであります。その意味でも、中心市街地、ことしは町割り400年の年でもありますし、この町名にしても歴史にしても、市民全体が共有する財産でありますので、できる限りたくさんの皆さんのお声をいただきながらこれらの事業を推進していきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それから地籍調査ですけれども、断行する気はないかというお話であります。私も幾らかかるのか事務方に聞いたのですが、おそらく億単位ではなく数10億単位だということで、市民の皆さんから果たして今すぐ同意が得られるのか、私も少し自信がないのであります。ただ、幸いというか、区画整理事業をしたり各街路事業をしたり、かなりいろいろな事業を行っておりますので、部分的ではありますけれども、その事業の補償の中で境界については相当整理されてきているところも、大骨のところでは出てきております。それからまた個々に住宅を建てかえる場合、必ず境界は確認をとるわけでありまして、建築確認をとるわけですけれども、当然のことながら隣地との境界についてもいろいろな話し合いをしておのあの確認をとって、そうでなければ建築確認がおりないわけでありますので、そういうことから市民の皆様お一人お一人に隣地とのいさかい・いざこざのもとになるということでありましたので、十分我々行政が間に入ってそういうトラブルがないように、しかしせつかくそこで境界が決まったならば、それを公図に落とすなりして整理をして積み重ねていく、これが一番ソフトで、若干時間がかかりますけれどもお金がかからない方法ではないかと思っております。いずれこのままでいいとは決して思いませんが、さはさりとて数10億円の支出を私の一存で、市民の理解を得られるかどうか難しいところがありますので、むしろ公共事業を上手に利用しながら境界を一つずつ確定させていくという仕事を公共の側の方でできるだけ頑張っていくようにしていきたいと思っております。以上です。

○22番（安部貞榮君） 議長、22番。

○議長（石田雅男君） 22番。

○22番（安部貞榮君） 地籍調査事業について市長の答弁がありましたので、これは大きな事業費を投じることになると思いますが、これまで私らが取り組んできた中身から見ると、やはり20年もかかっていますから、大館が完了するまでには早くも40年、これから手をつけても

40～50年はかかるのではないかと、ですから膨大な事業費がかかるといっても、確かに総額からするとそのような計算になると思いますが、今話したように事業の速度というのは、もちろん国の補助金を得ているわけですから、最初は10年の計画を組んでも先ほど話したような年数はかかるのではないかと考えてみますと、地道ですけれども本当に、そこに住んでいる人たちの財産は、確かに資産の価値は下がっています。田んぼも畑もそれに価値を見出すことは難しいです。しかし、今はそうですけれども、もう100年、200年の間にそれがどう変わるかということも考えれば、基礎だけはきちんとしておきましょうと、そういう取り組みをしましょうということで私は提案したわけですので、そんな急に5年や10年でできるものではないのは当然です。多分手をつけたとしても、大館全体をやるとなれば40年はかかるのではないかと思います。そういうことを考えて、少しずつ地味でもいいので、市長が市民の信頼を得ている間にこの事業に向かっていくことが大事ではないかと考えまして質問しましたので、お答えはいりません。これで終わります。

○議長（石田雅男君） 次に、佐々木公司君の一般質問を許します。

〔20番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○20番（佐々木公司君） いぶき21の佐々木公司です。9月定例会一般質問も私で最後になりました。今しばらくお付き合いのほどお願いいたします。議場の中ももしかしたらペレットボイラーの試運転をしているのではないかというような暑さが感じられ、そしてまた、蛍光灯も熱射病にかかり脱水症状を起こしている中での一般質問となります。さらにまた、暑い中、熱い質問をさせていただきますので、市長におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、**記録的猛暑による影響とその対応**についてであります。最近、人に会えば、「今日も暑いですね」「いつまで続くのでしょうか」というのが日常のあいさつとなっております。ことしの夏は当初の長期予報では冷夏の見込みでありました。県内は7月18日の梅雨明け後、7月後半の局地的大雨、そして7月30日には強い雨、多分ゲリラ豪雨とでも言うのでしょうか。各地に被害が発生したことは記憶に新しいのであります。そして、7月22日には岐阜県多治見市で39.4度という今夏の最高気温を記録しました。日本列島、連日猛暑日の記録を塗りかえ、ことしの夏、特に8月が記録的な暑さだったということが気象庁のまとめで明らかになりました。気象庁は、9月1日に今夏（6月～8月）の全国の平均気温が平年より1.64度高く、1898年（明治31年）の統計開始以来最高だったと発表いたしました。特に8月は平年より2.25度も上回り、113年間で一番暑い夏だったとし、8月の平均気温が最高だったのは、岡山と大阪が30.5度、東京都心で29.6度、東北地方では盛岡市が26.2度で史上最高の気温となったとのことであります。今夏は昼夜を通じて高温が続いたのが特徴で、熱帯夜が東京都心で48日に上るなど、54地点で観測史上最多を記録。気温35度以上の猛暑は兵庫県豊岡市で32日、埼玉県熊谷市で31日、京都府舞鶴市が27日で最多であります。大阪では猛暑日が連続14日と、歴代

最長になったとのことであります。先ほど、多治見市の39.4度という気温を言いましたが、昨日9月5日、京都府京田辺市では39.9度を記録し、国内の9月の観測史上の最高気温を記録いたしました。今夏の高温は30年に1度程度しか発生しないと定義される異常気象として、9月3日に専門家による分析検討会が開かれました。気象庁の異常気象分析検討会、これは会長が木本東京大学大気海洋研究所教授であります。記者会見の冒頭、木本会長は「めったに我々が自分から言うことではありませんがこれは異常気象である」と切り出し、分析結果を発表いたしました。今夏の高温の原因として、「7月前半は涼しいオホーツク海高気圧の影響が少なく梅雨寒がなかった」「エルニーニョ現象終了後、ラニーニャ現象が加わり、北半球の大気が暖まった」「太平洋高気圧の上にさらに大陸から張り出したチベット高気圧が重なるように覆った」、そして、「7月中旬以降、偏西風が北に蛇行、太平洋高気圧が北に強く張り出した」などのことを挙げておりました。一方、8月も終わり、県内の各メディアは夏の総決算ということでまとめをしておりました。主なものを拾ってみますと「7月の大雨の被害」「ビアガーデンが2割増、8月いっぱいのカローラを大幅に延長する」「冷やしシャンプーが好評」「竿灯を初め、各地の夏祭りが盛り上がった。大仙市大曲の花火大会が100周年で最高の人出」これは80万人とも言われております。そして、「エアコンが売れ8月下旬でもまだ取り付け申し込みがある」「リンゴなどの果物の変色、障害果が心配」「野菜の品不足と価格高騰」「牧場の牛もぐったり、乳量減、畜産農家悲鳴」、そして、「秋田犬などの暑さに弱い犬たちも体力が衰え熱中症で獣医師へ」といったぐあいでした。さて、もろもろ含めて、市民生活に与えた影響という観点で行政面から、いささか早いかもしれませんが、**今夏の総決算**をどのようにするのかお尋ねいたします。

次に、**熱中症などの救急搬送の当市の実態**であります。今夏の猛暑による影響から熱中症と見られる症状で救急搬送された人は全国で4万6,728人であり、搬送直後に死亡した人は158人に上ったという消防庁の調べがあります。熱中症での死亡は東京都で127人、埼玉県で55人と41都道府県で少なくとも401人が死亡したというデータもあります。県総合防災課のまとめによりますと、これは8月30日での速報値であります。県内で8月に熱中症で救急搬送された人は369人で前年の8倍、うち202人が65歳以上の高齢者でありました。71～95歳の男女3人はいずれも自宅の寝室から運ばれましたが病院で死亡が確認されたケースであったということです。このことも踏まえ、当市の状況と処置についてお尋ねいたします。

次に、**農作物への影響**であります。市長の9月定例会行政報告で農作物の生育状況等について報告がありましたが、高温の影響については触れられておりません。東北農政局秋田農政事務所が8月31日に発表した作況概況、これは8月15日現在であります。これによりますと県内はやや不良とのことであります。全農あきた園芸畜産部によると特に葉物野菜が高温の影響を受け、ハウレンソウの出荷が4月からの累計で約2割減少、スイカは春先の低温が響いて出荷は2割減となったが暑さによる需要急増で価格が上がり出荷減をカバー。反対にビールな

どのおつまみ需要が期待された枝豆は消費が落ち込んだ。こうした高温と日本の熱帯化傾向は、ゲリラ豪雨やゲリラ台風などの心配とあわせ、農作物の生育異常や秋の味覚であるサンマの不漁、ナシ・リンゴ・柿・マツタケなどへの影響も出始めていることでもあります。これらについて、どのような見通しをお持ちなのかお尋ねいたします。

次に、**アメシロやカメムシの異常発生への対応**についてであります。ことしのように異常高温が続いたことによるものと思われるアメシロの異常発生は目を覆うものがあります。アメシロとはアメリカシロヒトリの略で、戦後、アメリカから入ってきたものと言われております。発生期は年2回で、1化期は初夏で、2化期は晩夏と言われておりますが、このような異常気象となると1化期と2化期の境もなくなっているのではないのでしょうか。梅や桜・栗・柿などの葉っぱを食い荒らし、枝のみの状態を目の当たりにすると今後その影響が心配されます。アメシロはどのように移動するのでしょうか。この暑さであけっ放しの窓からアメシロが室内に侵入してきてびっくりしたという話も多く聞きます。適切な対応としては、早期発見と対処法である剪定が大事と言われております。農薬による防除が有効方法ではありますが、住民の健康面を考えると農薬散布も問題があります。平成15年に農林水産省から「住宅地等における農薬使用について」という通知が出されているからであります。東京都江東区では、害虫を殺すと同時に天敵である野鳥や上位の昆虫も殺してしまう農薬になるべく頼らずに剪定による防除、フェロモントラップ誘引剤による駆除、コモ巻き・巣幕などによる駆除、巣箱設置による野鳥捕食促進などの方法を複合的に使っていく、そして、何よりも害虫の天敵となる野鳥や上位の昆虫（カマキリ、ハチ、トンボ、クモなど）がたくさん生息できる自然環境をつくっていくことが重要であるとしています。カメムシ等についても同様にこれらについて市長の認識と対応についてお尋ねいたします。

次に、**猛暑に続く豪雪予想**であります。今夏はエルニーニョ現象終了後のラニーニャ現象の影響での猛暑、このラニーニャ現象も世界の異常気象発生の原因となり、北半球の反対側の南半球でも降雪や異常気象が報告されています。過去、ラニーニャ現象が発生すると日本では猛暑、寒い冬などの異常気象の原因となり、日本海側の豪雪地帯においては、厳冬と大雪ということが多かったのでありますが、数カ月先の天候を予測する長期予報は難しいとは思いますが、現時点でどのような情報をお持ちなのか、そして、心構えについて市長の見解をお尋ねいたします。

次に2点目、**高齢者戸籍問題と高齢者ケア対応**はであります。本年7月29日、東京都足立区に住む1899年生まれの111歳の男性が白骨化した状態で発見され、司法解剖の結果、30年以上前に死亡していたことが明らかになりました。この事件に端を発し、同じように戸籍のみ存在する高齢者に関する報道が連日のように行われ、戸籍上存在するが本人確認のとれていない高齢者が全国で相次いで発覚し社会問題となっています。問題となっている高齢者は「名ばかり高齢者」「超高齢者」等と呼ばれ、世界一の長寿国日本にとって新たな問題として提起されて

いるのであります。8月末の記録の最高齢者の1位は長崎県壱岐市の1810年生まれの200歳の男性、第2位は愛媛県宇和島市の1821年生まれの189歳の男性、第3位は山口県防府市の1824年生まれの186歳の男性、そして、第4位は青森県青森市の1826年生まれの184歳の女性であります。途中割愛をいたしまして、第10位は秋田県能代市、これは県内で第1位となっておりますが、1840年生まれの170歳の男性であります。また、戸籍上120歳以上の高齢者の多い自治体としては、第1位が横浜市、そして不明者数が2,247人、第2位が和歌山市1,405人、第3位が長崎市253人となっているとのことであります。このように全国で所在確認のできない高齢者が相次いでいること、そして、戸籍上だけで生存する人たちが全国でなぜ埋もれてきたのでしょうか。一方、大館市においても死亡届が提出されず戸籍上で生存している100歳以上の高齢者が147人いるということが判明いたしました。最高齢者は1867年生まれで142歳の女性であります。改めてなぜと言わざるを得ませんが、この**高齢者戸籍問題に対してどのように対処していくのか**市長の見解をお尋ねいたします。

次に、**高齢者の生活実態とケアについてどのように取り組みをするのか**。社会問題化している高齢者などの孤独死問題は、今夏の猛暑による熱中症などで人知れず亡くなっているニュースが波紋を広げています。最近のニュースでは、豊島区のマンションの1室で84歳と77歳の姉妹が熱中症死と思われ、死後1週間ほど経過後に発見、部屋には冷房がなかった。さいたま市では、電気代を払えず、クーラーも使えず、76歳の男性が熱中症死。愛知県岡崎市では、79歳の男性が室内で熱中症による脱水症状のため死亡、エアコンは使っていなかった。などなど数多くあります。このように高齢者の命を脅かす熱中症などに対し、屋内の高齢者の見守り強化をどうするのかお尋ねいたします。NHKの9月1日までの調べでは、100歳以上の所在不明者は全国で350人に上ると報じております。長寿社会の日本で家族関係の希薄化、核家族化、無縁社会、地域コミュニティの崩壊など、高齢者を取り巻く厳しい現実が浮き彫りになってきています。支援を必要とする高齢者の状況を把握する包括支援センターが個人情報保護法で行政から情報を提供してもらえないケースが多いとも言われております。現在、東京都中野区では区民に平常時でも高齢者の個人情報を提供する条例化を検討中であります。地域のネットワーク化により孤独死につながる可能性のある高齢者の見守り体制を強化するのがねらいであります。これは全国でも初めてのケースと言われております。中野区が年内の成立を目指しているのは「地域支えあいネットワーク推進条例」、これは仮称であります。提供する個人情報は、70歳以上の単身及び75歳以上の高齢者のみ世帯の高齢者や障害者の氏名・住所・年齢・性別の4つであります。高齢者の個人情報は、本人が開示を拒否しない限り原則として提供することとあります。高齢者の日常安否などの生活実態の把握、確認システムのあり方、ケアについて、地域包括支援センターのかかわりを含め、どのような認識と今後の取り組みについて、市長の見解をお尋ねいたします。

3点目であります。**生活道路の補修計画をどのように進めるのか**であります。主要幹線道路

やバイパスを除き、各町内における生活道路の傷みがかなり進んでいるのが目につきます。特にマンホール周りのでこぼこが気にかかります。これらは水道工事や下水道工事等で道路を掘っては埋め戻した後がくぼみやひび割れなどにつながっております。また、道路のセンターを中心に右側と左側とが極端に舗装状態が違う所もあります。冬期または春先にかけての凍上による道路の盛り上がりもよく聞く話であります。車のほとんど通らない路地裏通りは、徒歩・自転車・バイクなどでの通学などの日常生活に使用されるのがほとんどであります。マンホールのふたがむき出しになったりして、自転車などでハンドルをとられ転倒に至るケースもあるようであります。私も町内を自転車で走ってみると普段車の運転では余り気にとめていなかった道路の傷みが目につくのであります。また、道路のセンターライン、道路幅を示す白いラインや停止線、交差点の左右の誘導ライン、そして横断歩道のラインが消えかかっているのも気にかかります。そこで、効率的・効果的な維持管理をするために、**道路網全体の維持補修計画**やどのような工法を使えば経済的で長持ちできるのかについて、調査・研究をされているのでしょうか。傷みが大きくなる前に早めの補修が破損を進行させないことにつながると考えますが、**道路補修の判断基準**はどのようにされているのでしょうか。いつどこに補修が必要かを予測するために道路補修のデータベース化が有効です。**道路補修台帳のデータベース化はされているのでしょうか。**人間もそうですが、早期発見・早期治療と言われるように道路のふぐあいを早期に発見し手を打つためには、道路パトロールは不可欠であります。**道路パトロールのあり方**についてどのように考えるのか市長の考えをお伺いいたします。そして、応急措置で対応できるもの、それなりの補修の必要なものがいろいろあろうかと思いますが、生活道路の補修をどのように進めていこうとしているのか、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に、**秋田移住促進**についてであります。各県がUターン、Iターン、Jターン、そして秋田県ではAターンの取り組みをしていることは周知のとおりであります。このたび立ち上げられた「ようこそ秋田移住促進会議」は、目的として、秋田県への移住者増を図り活力ある地域をつくるため、民間団体及び行政機関と連携・協力し、移住希望者への情報発信、受け入れ体制の整備等を行うとあります。定年を迎えた首都圏在住の県出身者を主なターゲットに首都圏の県人会などを通して移住を呼びかけ、移住希望者の受け入れ体制の整備にも力を入れ、22年度は75世帯、23年度は100世帯の移住実現を目指しているとのことであります。市では限界集落の活性化を図るため、国が進めている地域おこし協力隊を活用して定住促進に取り組もうとしているのは一歩前進ではありますが、「ようこそ秋田移住促進会議」の計画はさらに先を行くものと考えますがいかがでしょうか。この会議の設立趣意書を若干抜粋いたしますと、秋田県は今のところ人口減少と少子高齢化の進行が続き、地域経済の弱体化とコミュニティーの維持に困難を来している。県や市町村とともに定住人口の現象を食いとめるために企業誘致や各種の地域活性化運動を展開してきたが十分な成果を上げるに至っておりません。こうした中、2007年から団塊世代の定年退職が始まり、大都市圏からのふるさと回帰の気運が高まってきた。

これに対応すべく秋田県では雇用労働政策課が窓口となり、ホームページ上の秋田県定住支援総合情報でAターン希望者に定住情報を提供し、東京銀座に相談窓口を開設し、移住希望者と市町村を結ぶウェブ会員もスタートしております。そして、各市町村でも仙北市・男鹿市・にかほ市・美郷町・羽後町などがホームページ上に移住コーナーを設け、空き家情報や移住優遇措置を発信しています。これらはあくまでもAターン希望者がアクセスしてくることが前提ですが、秋田県側からもより積極的な働きかけが望まれるとあります。以上のように、既に県内でもホームページ上に移住コーナーを設けている市町村もあることから、大館市においても市ホームページに移住コーナーの設置と前向きな取り組みを希望するものであります。市長も先般、「ようこそ秋田移住促進会議」の荒谷会長と面談され、いろいろと情報交換されたとのことではありますが、どのような認識でどういう取り組みをしようとしているのか市長の答弁をお伺いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、記録的猛暑による影響とその対応は、①今夏の総決算は、②熱中症などの救急搬送は。この2点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。田中議員の御質問にもお答えしましたように、本市における本年6月から8月までの月平均気温は、昭和52年以降の統計では、6月が第1位、7月が第2位、8月も第2位となり、また、6月から8月末までに真夏日が39日、そして最高気温が8月5日、6日に34.4度となり、9月2日には35度を記録しております。このように近年にない猛暑の影響で、昨年との比較では8月の市民プールの利用者数が40%ほど増加しております。また、清涼飲料水やアイスクリームなどの売り上げが伸びて、エアコンや扇風機の売り上げも2倍以上となり在庫がない状況になっているなど、地域経済に与える影響も少なからずあるものと思っております。しかしながら、一方で重症とはなりませんでしたが熱中症により救急搬送された方が8月末までに25人となったわけがあります。年齢別では高齢者がその6割を占めているわけですが、発生場所別では屋内での発症者が約4割となっております。このほか、体調を悪くするなどしまして保健センター等に相談された方や休日夜間急患センターを含む医療機関で治療を受けられた方も昨年に比べ増加しております。そうしたことから、市では熱中症対策への取り組みとして、まず、保育園では、園児に水分を多くとらせ水遊び時間をふやすなどしているほか、午睡時にはエアコンを使用するなどの対策を講じておりますし、また、小・中学校でも校内・校外活動や部活動においても小まめな水分補給の指導を行うとともに、保護者を通じまして体調管理を呼びかけております。さらに高齢者に対しましては、地域包括支援センターを通じまして訪問時の指導と状況確認を徹底しております。また市民に対しては、各種健診、健康講座、乳幼児健診等の日々の業務の中で水分補給の重要性や熱中症予防対策について、例年にも増して周知を図ってきたとこ

ろであります。

③**農作物への影響**はありますが、水稻については、8月末に作柄概況が発表され本県はやや不良となっております。これは春先の低温による影響によるものでありまして、むしろ今夏の高温によりまして回復基調にあります。野菜類については、キュウリは7月末の降雨により樹勢が弱っているところに高温の影響が重なり収量が落ち込んでおります。アスパラガスはたび重なる降雨と高温の影響で病害の発生が多く、品質、収量とも低下が見られます。枝豆の生育は順調でありましたが猛暑の影響で消費がやや落ち込み、価格面で苦戦している状況であります。果樹については強い日差しによりリンゴ・ナシに日やけが見られ、今後の収量に多少影響が出るのではないかと心配しております。

④**アメシロやカメムシの異常発生への対応**はありますが、アメシロにつきましては通常5月から7月と、8月から9月の年2回発生しているわけでありすけれども、ことしは高温の影響で2回目の幼虫が大発生しているわけでありす。アメシロの効果的な駆除方法は、巣あみをつくっている間は薬剤散布の効果が余りないわけでありす。枝ごと切り取り焼却する方法が一番効果的でありす。巣あみから出て活発に活動し始めた時期に薬剤散布しますと非常に効果的であると言われていたわけでありす。市では毎年4月にチラシを毎戸配布し防除を呼びかけるとともに、枝切りバサミや噴霧器の貸し出しを行っているわけでありすけれども、今回の大発生を踏まえまして、さらに広報車による呼びかけや貸出噴霧器をふやしたり、駆除の相談や業者の紹介などを行いながら対応に努めているところであります。また、市で管理する街路樹、公園の樹木等については、適宜防除を行っております。また、カメムシについては農家に対しましてコメ通信を配布しまして適期の防除を呼びかけるとともに、刈り取り2週間前までは畦畔の草刈りをしないなどの指導を行い、被害防止に努めているところであります。

⑤**猛暑に続く豪雪予想**はということでありすが、8月10日の気象庁による発表では、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米ペルー沿岸にかけての広い海域で海面水温が平年より低い状態が続くラニーニャ現象が発生していると考えられ、冬まで持続する可能性が高いとしており、このような場合は日本の冬の気温は低い傾向となることが特徴とされております。降雪量につきましては、気象庁が秋から冬の寒候期予報を9月22日に発表することとしているため、この予報を踏まえ降雪に対する備えを万全にしたいと考えております。ことしの冬の雪対策としましては、本定例会に除雪費として例年とほぼ同規模の約3億2,000万円の補正予算をお願いしているところであります。また、ことしの冬が豪雪となった場合には、本市の地域防災計画に基づく災害防止対策として、除雪体制を強化し関係機関との連携のもと、円滑な除排雪と排雪場所の確保により冬期交通を確保するとともに、間口除雪、軽度生活支援事業による除雪サービス、除雪ボランティアのほか、必要な場合には消防団や自主防災組織による除排雪を行うなどし、市民生活の安全・安心を確保してまいりますので、どうか御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目、**高齢者戸籍問題と高齢者ケア対応**はということですが、①**高齢者戸籍問題にどのように対応していくのか**であります。戸籍上だけで生存する高齢者が全国的に問題とされていることを受けまして、本市においても状況を調査した結果、100歳以上で本市に戸籍を有している方は194人、そのうち、戸籍附票に住所の記載がなく戸籍上だけで生存していると思われる方が147人おられました。また、最高齢者は、慶応3年（1867年）生まれの142歳の女性であることも確認しております。このように既に死亡していると推測される高齢者の戸籍がなぜ現在も残っているかにつきましては、戸籍法に「戸籍は死亡届や失踪届が提出されることにより除籍される」と定められておりまして、家族そろっての海外移住とか戦争・災害等の混乱時の死亡や行方不明などにより、死亡届等を出すことができなかったケースが推測されます。このような戸籍を整理するため、戸籍法では「100歳以上で附票に住所の記載がない場合には、法務局の許可を得て職権で消除できる」こととなっておりますが、長寿化が進む現在、100歳を超える方も数多く、本市では職権消除について慎重な対応をしてきたところであります。今後は、100歳以上の方々の戸籍附票の住所確認を定期的の実施しながら、附票に住所記載がなく職権消除が可能なケースについては、その取り扱いを法務局と協議しながら適切に対処してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

②**高齢者の生活実態とケアについてどのように取り組むのか**についてであります。議員御指摘のとおり、長寿社会の到来に加え核家族化が進行している中で、全国的に地域や家族とのつながりが希薄になっている状況があり、都市部においては人知れず亡くなる孤独死や事故死が発生する問題が起きております。しかしながら、本市のような地方都市では、日常的な地域住民の交流、きめ細やかな人間関係が保たれ、このような問題は起きにくい環境が維持されているものと思っております。また、100歳を迎えられた皆様につきましては、できるだけ私自身が直接お会いしてお祝いをするようにしており、全員の所在を確認しております。今後は100歳未満の方々につきましても、関係機関の情報を総合し、より正確な把握に努めてまいりたいと考えております。一方、地域で見守りを進めて行く体制につきましては、これまでも民生児童委員や町内会を初め、多くの皆様の御協力をいただいておりますが、今後は戸別に家庭を訪問している事業者などに協力をお願いすることも検討しており、また、老人クラブの友愛訪問活動等を通じて、児童や弱い立場の方を虐待や放置から守ることも含めた方策を検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。また、中野区の個人情報提供条例化を一つの例として挙げられたわけですが、これは要支援者に対してプライバシーの問題等いろいろあるわけでありまして、この中野区の条例化も今検討中であると聞いておりますけれども、最終的にどのようなになるのか私どもも注目していますが、例えば、包括支援センターなどに行政から情報を提供できないか、こういうことも今後検討していかなければいけないわけでありまして。大館市としては、大館市災害時要援護者避難支援計画をことし4月に策定したわけです。この災害時要援護者避難支援計画というのは、災害時に備えて支援を求

める人の同意を得た上でありますけれども、支援を必要とする人と支援できる人を登録しまして迅速かつ安全に避難を実施するというシステムであります。当然、民生委員等の協力を得ながら今後登録作業に入っていくわけでありまして、この制度を上手に使いまわすと綿密にいざというときの対応が当市においては可能になってくると考えております。

大きい3点目、**生活道路の補修計画をどのように進めるのか**についてであります。①**道路網全体の維持補修計画**はについてでありますけれども、市道の維持補修につきましては、パトロール等により把握した状況や市民からの要望などをもとにしまして、市総合計画の実施計画で路線を定めるとともに国の補助制度等を活用するため5年ごとの社会資本整備総合計画を策定し取り組んでおります。また、本年度は昨年度からの繰越事業として、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業及び地域活性化公共投資臨時交付金事業により3億円ほどを予算措置しまして、道路や側溝・橋梁等の改良・補修事業を実施しているところであります。

②**道路補修の判断基準**はでありますけれども、市の実施計画に定める路線の優先順位については、路面の摩耗、わだち掘れ、ひび割れ、附属構造物の破損の状況等を判断基準として、総合的に評価し定めているところであります。このほか、生活道路等の小規模な補修については、交通の安全確保の観点から随時実施しているところであります。議員御指摘のマンホール周辺の段差や破損箇所については、上下水道工事等の際に生じたものは工事施工者が責任をもって補修することとしており、また、経年劣化によるものである場合は道路管理者である市が補修しております。今後は上下水道工事の完成検査や施工後の路線パトロールを強化するなどして安全の確保に努めてまいります。

③**道路補修台帳はデータベース化しているのか**についてであります。市では平成20年度に道路台帳図を利用して、工事履歴管理システムを導入しております。これは、地図データにオーバーレースする形で市道路線の工事履歴を補修工事を含めてデータベース化するものでありまして、現在は平成20年度以降の工事が入力されておりますけれども、今後はそれ以前のものも入力する予定としており、今後の改良工事や補修工事の計画的な実施に向けて活用するとともに、同一箇所の路面補修が何度か行われている場合には、路盤工事が必要となった場合の判断などにも役立つものと考えております。

④**道路パトロールのあり方**はについてであります。市では、市道を適正に維持管理するために職員が定期的にパトロールをしているほかに、路面補修受託業者も毎月2回実施しており、また、市民の皆様などから情報が寄せられたときは随時現地を確認して対応しております。また、路面が傷みやすい冬期間は、パトロール回数をふやすとともに、バス・タクシー会社、トラック協会、郵便局への情報提供の依頼や広報を通じて市民の皆様にも路面情報の提供を広くお願いしております。今後も市民の皆様々の安全・安心を確保するため、道路の適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

4点目、秋田移住促進について。①「ようこそ秋田移住促進会議」についてどう考えるのか

であります。本市の15歳から64歳までの生産年齢人口は年々減少を続け、地域活動や地域経済の活力低下の要因となっております。この傾向は中山間地域においてとりわけ顕著であり、地域コミュニティの維持に影響を及ぼし始めています。今後も予想される人口減少や高齢化に対応するためには、少子化対策や定住化促進により人口流出を食い止める必要がありますが、その一つの契機として、行政報告で申し上げましたように、地域おこし協力隊に取り組もうとしているところであります。これは、首都圏に在住する方に一定期間本市に移住していただき、臨時職員として、農業や農産物加工業等への従事、高齢者の暮らしサポート、地域活動や地域行事への応援などを行っていただきながら、最終的には市に定住していただくことを目的としたものであります。このように市としましても国の支援をいただきながら、県内における一つの先進事例となるよう既に取り組みを始めているところであります。秋田県移住促進会議とは目指すところは同じでありまして、先般も荒谷会長にお目通りいただいて、議員も秋田人変身力会議とともに仲間であるとうかがいましたけれども、今後とも首都圏ふるさと会などさまざまな場におきましても、連携・協調してまいりたいと考えております。

②市ホームページに移住コーナーの設置と前向きな取り組みをということですが、空き家情報など移住に関する地域情報の発信につきましては、県の秋田定住支援総合情報ホームページの中に新たに設置される予定の市町村コーナーや、市内各団体と連携し民間情報も同時に発信できる地域ポータルサイトの活用につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○20番（佐々木公司君） 議長、20番。

○議長（石田雅男君） 20番。

○20番（佐々木公司君） 最初に、アメシロ対策でありますけれども、アメシロそのものは人体には影響はないということと言われております。ただ、このように猛烈に発生してくるとあちらこちらの葉っぱがほとんどない状態の所もありますし、市で噴霧器を貸し出しをしているところもありますけれども、個人的に業者に頼んでやれる人、あるいは地域で集団でやれるケースもあるでしょうけれども、特に高齢者等を含めてそこまで手の回らない人たちがかなりいるのではないかと思います。そういったことが来年度含めていろいろな形で生態系の変化というところにつながりかねないのではないかとということで、もっと大きな目でこの辺を見ていかないとできないのではないかとということが1点目です。

それから、高齢者の生活実態とケアでありますけれども、多分、一番機能しているのが包括支援センターだと思いますけれども、いわゆる個人情報保護がネックとなって必要な情報が行政から出されていないのではないかとということを心配しているわけですが、当市においてはそういうことはないのかということをお尋ねしたいと思います。それで、多分きのうのNHKだと思いますが、長妻厚生労働大臣も個人情報保護に対して過度に反応して必要な情報を

出していないのではないかということで、たしか近々通達を出すということもありますけれども、これを踏まえてどうなのかということでもあります。

それから、秋田移住促進でありますけれども、大館市出身とか秋田県出身の人で、首都圏で生活し定年退職になった人たちはそれなりの資産をお持ちなはずです。一般的には、私もよくわかりませんが、1億円なり2億円なりの資産を持っているということが言われているわけですが、そういう方々が本当に大館市に来て住みたいとなれば、その経済効果というものは非常に大きいものと考えます。もちろん、地域おこし協力隊もありますけれども、もっと踏み込んだ形で地域経済にインパクトを与える意味では、そういう人たちの受け入れ態勢をきちんととっていけば、いろいろな意味で経済の活性化につながると考えますが、いま一度市長の答弁をお願いいたします。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。もちろん全市民、高齢者に一軒一軒、市の方でアメシロ対策ということで噴霧器で散布するということはなかなか難しいと思うのであります。私の個人的体験を申し上げさせていただきますと我が家でもアメシロが発生いたしました。直ちに梅の木ですけれども切りました。全部切りませんが枝を落としました。落とした枝を自分で簡単な噴霧器があったので薬をかけたのですが、その費用は500円くらいでありました。200倍に薄めることができますので。あわせて、お隣にも発生しておりましたので、お隣にもかけに行きました。大変感謝されました。そういうことで、やはり、そういうちょっとしたことはできるだけお隣との御近所パワーで解決できる分はできるだけ解決していくのがこの地方都市のいいところでありますので、それにすべて頼るわけにはいかないわけでありますけれども、どうしてもというときは我々も出動いたします。遠慮なく御相談していただきたいと思いますけれども、できる限り、そういったことでお互いの関係を強めるということは大変にいいことではないかと感じた次第であります。

それから、包括支援センターを通しまして、個人情報保護が非常に問題になってくるのではないかと思いますけれども、実は先ほどの私の説明の中で、中野区の場合ではいざ危険状態になったときのために、例えば、要支援者に対して個人情報を提供するように条例化したかどうかということが中野区方式なのですけれども、当市の場合には同じことをやるわけであります。それは何かと言いますと災害時において、やはり個人情報に関係してくるわけですから、前もって御本人から御了解いただいて、「いざというときは駆けつけますからよろしいですね」

「そのかわりあなたの情報は駆けつける人にお渡ししますよ」と、そういう形をとろうと思って、今、双方の橋渡しを、いわば登録作業をするべく、準備しているわけであります。当然、地域の皆様の御理解をいただかなければいけないし、大都市であれば条例をつくらなければできないのでしょうけれども、地方都市の場合ですと御近所の民生委員も入っていただいてお互いに話し合えば条例までつくらなくとも、具体的な本当にお隣同士で支え合っていくという形は十分とれるのではないかと思うので、これを大館方式として何とか実行したいと思ってい

るわけであります。

それから、首都圏から地方に移住するということで、いわゆるマイグレーション、移住でありますけれども、実は、文化放送の常務をやっております大館ふるさと会の栗盛さんの紹介で文化放送のラジオ番組に2回出たわけであります。それはどのような番組かと言うと、まさにこのためのNPOの宣伝も、それから総務省の予算も含んでの宣伝のラジオ番組、官宣のラジオ番組であったわけであります。それはどういうことかと言いますと、首都圏にお住まいの方がNPOやある機構に、資産何億円という住宅をお貸ししているわけです。そうしたらその機構があっせんして誰かに貸すわけです。3年間なら3年間。そうすると家賃が入ってくるわけです。その家賃をもって、今度は地方で悠々お住まいいただく。つまり、資産は保全した上で資産の運営を上手に住宅ストックとして首都圏で利用しながら、しかし、その住宅をお持ちの方は地方で原資を利用して快適な生活をされる。こういう地方移住でございまして、その意味からいきますと、荒谷さんの提唱しているところと全く同一にしているわけです。それよりむしろ首都圏版の方をやってらっしゃるということでありまして、ゼロダテのZAC東京の皆様方からも御協力いただきながら、いろいろな広報活動に努めておりますし、渋谷区でも実はこのふるさと応援隊の広報を務めているわけであります。別にこれは大葛地区が今スタートしたわけですが、それに限らず、他の地域でもこういう活動をもっとやっていければということで、またこれも伸ばしていきたいと思っております。いずれ、大都市にいれば誰も助けてくれない。しかし、地方都市に来れば本当に温かい手でみんなと一緒に暮らしていける。そういう環境を呼びかけて移住してもらおうということも積極的に進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（石田雅男君） 以上で、通告による一般質問は全部終了いたしました。

よって、明9月7日の本会議は開く必要がありませんので休会といたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石田雅男君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第2 議案等の付託

○議長（石田雅男君） 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等20件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
認定 第 1 号	平成21年度大館市、北秋田市、北秋田郡地域視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について	教 産 委
議案 第 99 号	大館市立病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第100号	市道路線の廃止について（第二中学校線）	建 水 委
〃 第101号	市道路線の認定について（二中長面袋線外1路線）	〃
〃 第102号	大館市過疎地域自立促進計画の策定について	総 財 委
〃 第103号	平成22年度大館市一般会計補正予算（第3号）案	（ 分 割 ）
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳入 全 部 歳出 第2款 総務費（ただし、第1項第18目・第21目及び第3項を除く） 第9款 消防費 第3条第3表 (1)・(2)地方債補正 （ 最 終 調 整 ）	総 財 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第2款 総務費のうち、第1項第18目・第21目及び第3項 第3款 民生費 第4款 衛生費（ただし、第1項第16目を除く） 第2条第2表 債務負担行為補正	厚 生 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第5款 労働費 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第10款 教育費	教 産 委
	第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第16目 第8款 土木費	建 水 委

議案 第104号	平成22年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	厚生委
〃 第105号	平成22年度大館市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第106号	平成22年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第107号	平成22年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第108号	平成22年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）案	教産委
〃 第109号	平成22年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案	建水委
〃 第110号	平成22年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第1号）案	教産委
〃 第111号	平成22年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第2号）案	建水委
〃 第112号	平成22年度大館市財産区特別会計補正予算（第2号）案	総財委
〃 第113号	平成22年度大館市水道事業会計補正予算（第1号）案	建水委
〃 第114号	平成22年度大館市下水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第115号	平成22年度大館市病院事業会計補正予算（第2号）案	厚生委
請願 第23号	大滝大橋の歩道確保のための拡幅工事について	建水委
陳情 第56号	司法修習生の給費制の存続を求める意見書の提出要請について	総財委

○議長（石田雅男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月16日午後1時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時10分 散 会